

第1章 はじめに

第1節 基本計画策定の趣旨

宮城県では、農業・農村の将来にわたる振興に向け、平成12年に「みやぎ食と農の県民条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例に掲げる『安全で安心な食料の安定供給』、『農業の持続的な発展』、『多面的な機能の発揮』、『農村の総合的な振興』という4つの目標の達成に向け、平成13年に「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を定め、食と農に関する施策を総合的に推進しています。

この食と農という多岐にわたる農業関連分野のうち、農業農村整備分野における実施計画として「みやぎ農業農村整備基本計画」を策定しており、平成13年度から平成22年度を第1期、平成23年度から令和2年度を第2期として事業を実施しています。

これまで優良な農地の確保、農業水利施設の整備・更新、農村の暮らしを守る防災施設の整備、都市と農村の交流活動促進等の施策を進めてきました。この間、本県の農業・農村は、社会情勢や農業構造の変化のほか、大地震や水害といった自然災害により甚大な被害を受けましたが、着実に復旧を遂げ、復興へ向かって現在も邁進しています。

今後も農業・農村を取り巻く状況の変化や復興完遂後の新たなステージにおける農業・農村整備事業^{*1}の計画的な推進を図るため、「第3期みやぎ農業農村整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定します。

第2節 基本計画の性格

宮城県における上位計画である第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の政策目標を実現するための農業農村整備分野における実施計画として位置づけます。

第3節 基本計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。

第4節 基本計画の進行管理

計画期間中は基本計画に位置づけた各種施策の実施状況や達成状況を毎年度確認しながら、計画的に施策を推進します。また、農業・農村を取り巻く情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえた取組を行う観点から、計画の中間年度である令和7年度を目処に、必要に応じ計画を見直すこととします。

※1 農業農村整備事業：農業・農村は我々が生きていくために不可欠な米や野菜等の食料を生産する役割のほかに、そこで暮らしている人々にとっての生活の場所という役割を果たしています。また、農業が営まれることにより生態系が維持され、豊かな景観が保全されるほか、農村で生活する方々によりその土地独自の文化伝統が継承されるといった多面的な機能が発揮される場所でもあります。水利施設や田んぼの整備等を通じて、農地の生産性向上や農村の生活環境改善・農村の活性化を図る事業のことを農業農村整備事業と呼んでいます。

第5節 目標実現に向けた関係者の役割

基本計画の目標を達成するためには、農業・農村が果たす役割について、県民の方々のご理解とご支援のもと、各関係者がそれぞれの役割等を認識し、一体となって事業を推進していくことが必要です。

◆ 農業者・農業者組織

宮城県の農業・農村がこれからも持続的に発展していくため、収益性の高い作物への転換を図るなど、農業に携わる方々の創意と工夫を凝らした取組を実施します。また、生産活動を通じて農業・農村の有する多面的機能を維持するとともに、都市と農村との交流等を行いながら次代の人材育成等を実践することで、魅力ある農業・農村を構築します。

◆ 土地改良区

農業水利施設をはじめ多様な農業生産を支える土地改良施設の管理主体として、水管理組織と連携しながら、多様な農業生産を支えるために農業水利施設について適切に維持管理します。また、農業・農村が有する地域資源が適切に管理されるよう保全管理組織の運営支援等を推進します。

◆ NPO、民間企業、大学等

各関係団体と協力関係を構築し、地域の多様な取組を補完・支援するとともに、新たな手法を取り入れるなどの先導的な社会貢献の役割を果たします。

◆ 都市住民

地域づくりの担い手不足という課題に直面している農山漁村地域に変化を生み出す人材が入り込み、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」と呼ばれる地域づくりの担い手となることで、活力ある農村を構築します。

◆ 地域住民

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、草刈りや堀払い等の共同活動に積極的に参加します。また、地域運営組織の設立等により外部人材も巻き込みながら、地域行事や公的施設の運営、買い物支援等、持続可能で安心して暮らせる農村づくりに向けた取組を行うとともに、地域資源を生かした新たなビジネス（なりわい）の創出や、新たな交流機会の創出による関係人口の増加に向けた取組を実践します。

◆ 土地改良事業団体連合会

土地改良法に基づく公益法人であり、会員である市町村や土地改良区等を技術的に指導・援助し、県との協力体制のもと農業農村整備事業を適切かつ効率的に推進することで、協働利益の増進を図ります。

◆ 公益社団法人 みやぎ農業振興公社・農地中間管理機構

農業の競争力の強化と地域農業の発展に向けて、経営改善に意欲的に取り組む担い手経営体を育成するとともに、農地中間管理事業を活用しながら円滑な農地の集積・集約化を推進します。

◆ 農業協同組合

農業者にとって身近な機関として、農業者の所得増大に向けた営農指導や経営支援、農業生産の拡大に向けた農産物のブランド化や販路拡大、農業者や地域住民を巻き込んだ地域活性化に取り組みます。

◆ 試験研究機関

農業分野における諸課題を解決することで、既存営農方法等を改善し、農業・農村の発展を図るために、関係機関と連携しながら新たな技術開発に向けた試験研究を進めます。

◆ 市町村

基礎自治体として、地域の意向を的確に反映し、利便性向上や地域活性化の観点から地域特性を活かした農業・農村の振興施策を展開し、地域の多様な取組を積極的に支援します。

◆ 県

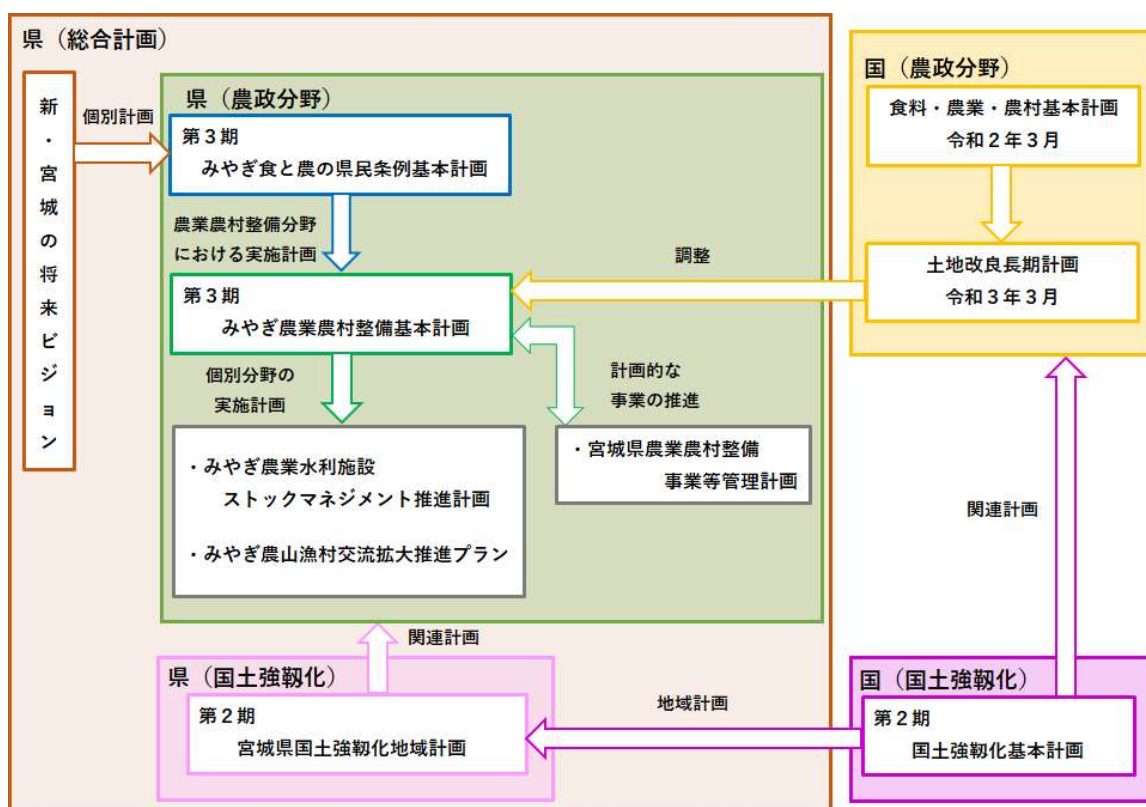
基本計画の実現に向けて、農業者や関係団体等の意向や要望を踏まえ、各関係機関と連携を図りながら各種施策を展開します。また、県民の理解と参画、協働が得られるよう努めます。

第6節 基本計画に関連する計画・方針等

この計画は、上位計画である「みやぎ食と農の県民条例基本計画」で定める目標を達成するために、農業農村整備分野で実施する施策の方向性を明らかにしたものです。

施策の実施にあたっては、国が定める「食料・農業・農村基本計画」及び「土地改良長期計画」が目指す農業・農村の将来像の実現に資するよう効果的かつ効率的な推進に努めます。

また、県では他にも農業農村整備等に関連する各種計画を策定していることから、相互に連携しながら事業の推進を図っていきます。



【基本計画と農業農村整備事業に関する主な計画の関連イメージ図】

第2章 宮城県の農業・農村の現状とこれまでの取組状況

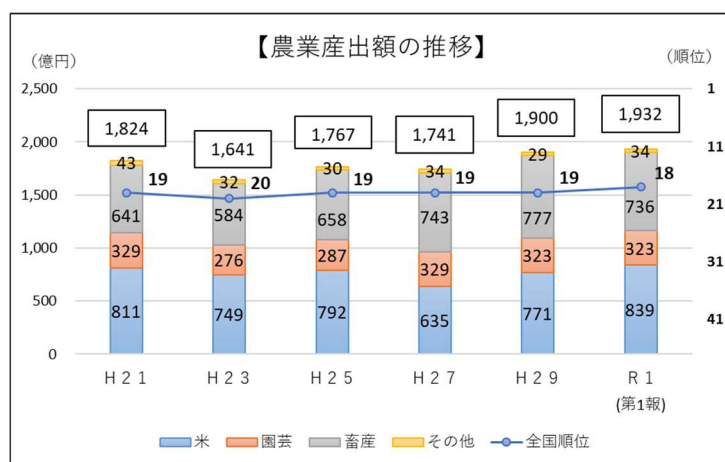
第1節 宮城県の農業・農村の現状

1. 農業の現状について

① 農業産出額の状況

令和元年の農業産出額は平成29年から32億円増加し、1,932億円（全国18位）となりました。東日本大震災以降、農業産出額は増加傾向で推移しており、震災前を上回る水準まで回復しました。

品目の構成割合は、米が839億円で農業産出額の43.4%（全国第5位）、次いで畜産が736億円（全国第12位）で39.1%、園芸が323億円（全国第34位）で16.7%を占めています。

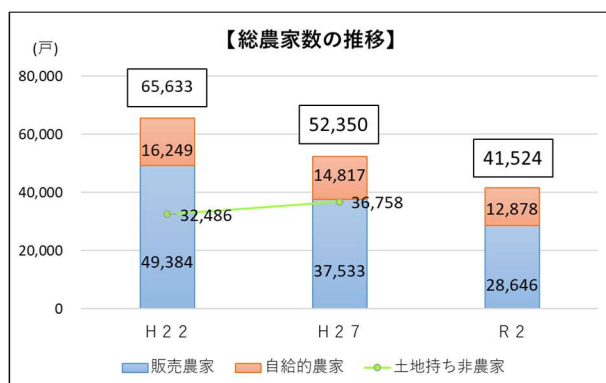


出典：農林水産省「生産農業所得統計」

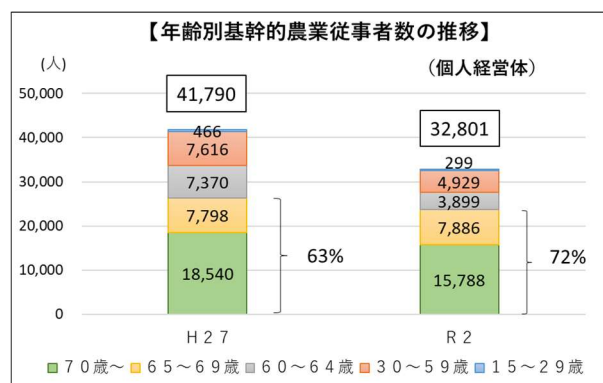
② 農家数の状況

販売用の農作物を生産する販売農家数は平成22年では49,384戸でしたが、令和2年には28,646戸となり10年間で42%減少しています。これに対して土地持ち非農家数は平成22年で32,486戸だったものが、平成27年時点では36,758戸となっており、5年間で1.1倍に増加しています。土地持ち非農家^{※2}の増加は不在地主の増加につながり、耕作放棄地の発生等が懸念されます。

農業従事者の高齢化についても、この5年間で進行しており、令和2年における基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合は72%を占めています。



出典：農林水産省「農林業センサス」



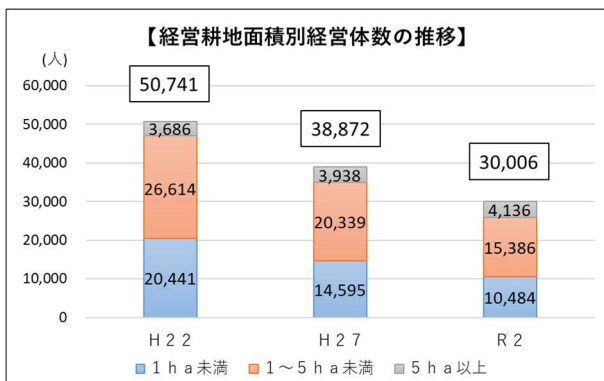
出典：農林水産省「農林業センサス」

※2 土地持ち非農家：耕地及び耕作放棄地を合わせ5a以上を所有している非農家世帯（経営耕地面積が10a未満かつ1年間の農産物販売金額が15万円未満）

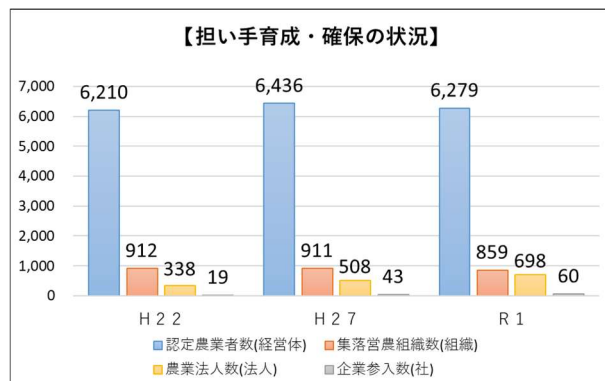
③農業経営体の状況

平成22年からの10年間で耕地面積別経営体数の総数及び5ha未満の経営体数は大きく減少していますが、5ha以上の経営耕地を持つ経営体数は増加しており、経営耕地の集積が図られ、経営の大規模化が進んでいます。また、震災で被災した沿岸部において、地域農業が再編される中で、多くの農業法人が設立されており、経営面積が100haを超えるようなこれまではない規模の農業法人も誕生しています。

本県農業の主たる担い手として位置づけられる認定農業者数は、令和元年で6,279経営体となっています。



出典：農林水産省「農林業センサス」、宮城県農政部調べ



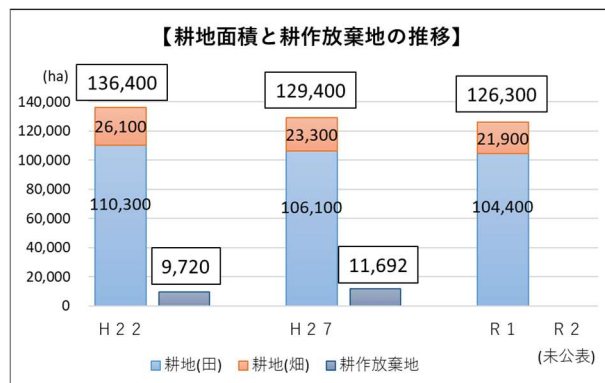
出典：農林水産省「集落営農実態調査」、宮城県農政部調べ

④農地の状況

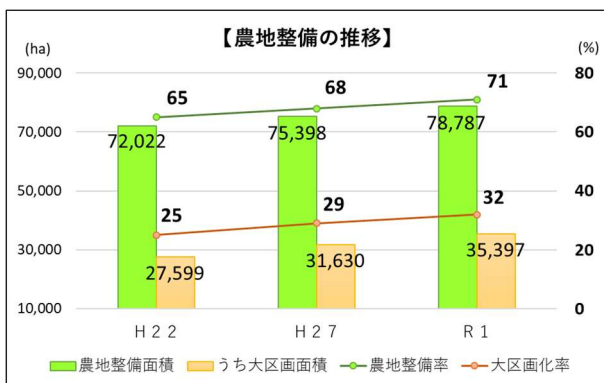
令和元年における耕地面積（田畑合計）は126,300haであり、東日本大震災前(平成22年)と比較して10,100haの耕地が減少しています。一方、耕作放棄地の面積は平成22年に9,720haでしたが、平成27年には11,692haとなっており5年間で約2割の増加となりました。

水田の整備状況については、令和元年までに78,787ha（全水田面積の71%）の農地が20a区画以上に整備済みであり、そのうち35,397ha（全水田面積の32%）の農地が50a以上の大区画に整備されています。

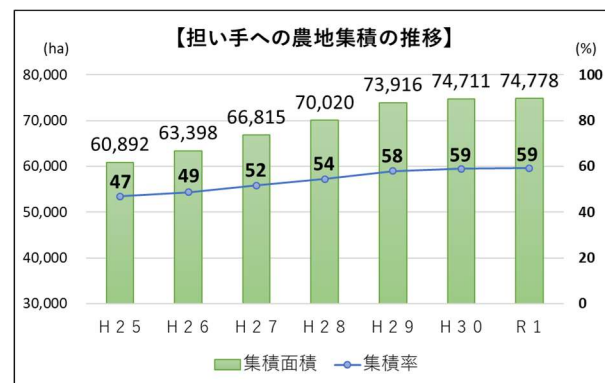
県内全耕地面積に占める担い手への農地集積面積は年々増加しており、令和元年は59%となっています。



出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省「農林業センサス」



出典：宮城県農政部調べ



出典：宮城県農政部調べ

⑤農業水利施設の状況

令和元年時点における農業水利施設の標準耐用年数超過割合は、用排水機場67%・頭首工65%・水門等67%となっています。農業水利施設の老朽化の進行に伴い、これまでほぼ毎年のように予期せぬ突発事故が発生しており、根本的な取組が必要な状況となっています。

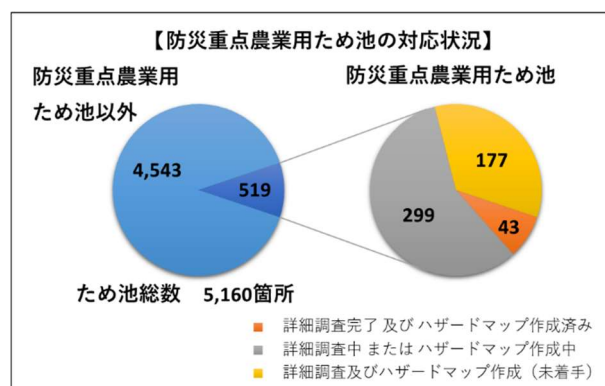
【農業水利施設の標準耐用年数超過割合の推移（今後の更新・整備数を考慮しない超過割合）】

施設区分	施設数		標準耐用年数 (年)	造成(更新)から標準耐用年数を超過する施設数		R7で標準耐用年数を超過する施設数		R12で標準耐用年数を超過する施設数	
		占有率		R1時点	超過割合		超過割合		超過割合
用排水機場	2,027	58%	20	1,353	67%	1,549	76%	1,668	82%
頭首工	714	21%	50	465	65%	496	69%	539	75%
水門等	726	21%	30	484	67%	567	78%	641	88%
合計	3,467	100%		2,302	66%	2,612	75%	2,848	82%

⑥防災重点農業用ため池の状況

近年頻発している集中豪雨等により、ため池が決壊し、甚大な被害が全国で発生しています。本県でも平成27年9月関東東北豪雨や令和元年東日本台風により農業用ため池の被害が発生しました。

このような状況の中、ため池の適切な維持・補強と緊急時の避難対策のために、県内5,160箇所のため池のうち、決壊した際に人的被害が発生する恐れのある519箇所を防災重点農業用ため池として選定し、詳細調査等を進めています。

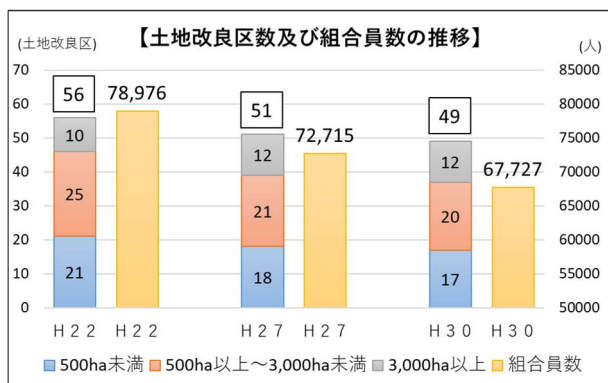


出典：宮城県農政部調べ（令和3年3月時点）

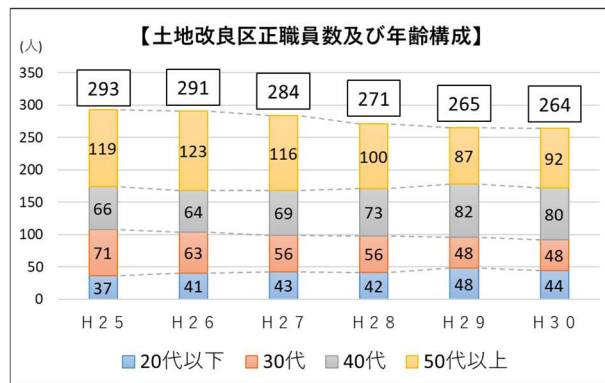
⑦土地改良区の状況

土地改良区の組織運営基盤強化を目的に、受益面積500ha未満の土地改良区の統合等について推進を図ってきたことにより、平成22年に比べて受益面積3,000ha以上の大規模土地改良区数が増加しています。土地改良区組合員数については、耕作者の高齢化等により年々減少しており、平成30年においては県全体で67,727人となっています。

土地改良区職員数の減少も進んでおり、組織運営や施設管理機能の低下が懸念されています。



出典：宮城県農政部調べ



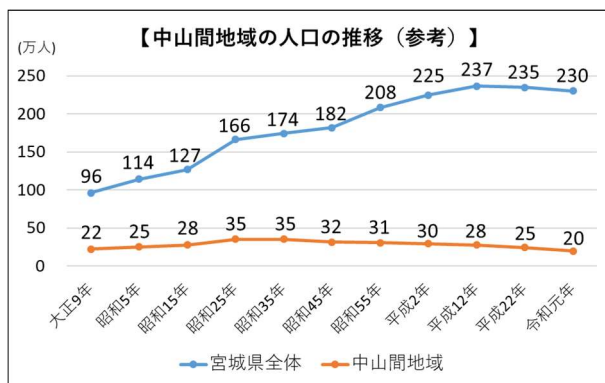
出典：宮城県農政部調べ

2. 農村の現状について

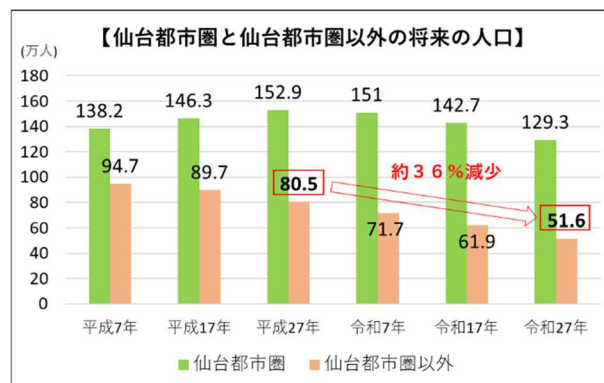
①中山間地域人口の状況

宮城県の総人口は平成12年までは増加を続けてきましたが、それ以降は減少に転じています。中山間地域^{※3}においては、昭和30年以降減少が続いている状況です。

今後の人口推計によると、平成27年(2015年)から令和27年(2045年)にかけて仙台都市圏以外において、約36%の人口が減少すると予測されており、中山間地域における人口減少は、更に深刻な状況になっていくと予想されます。



出典：宮城県「推計人口年報」

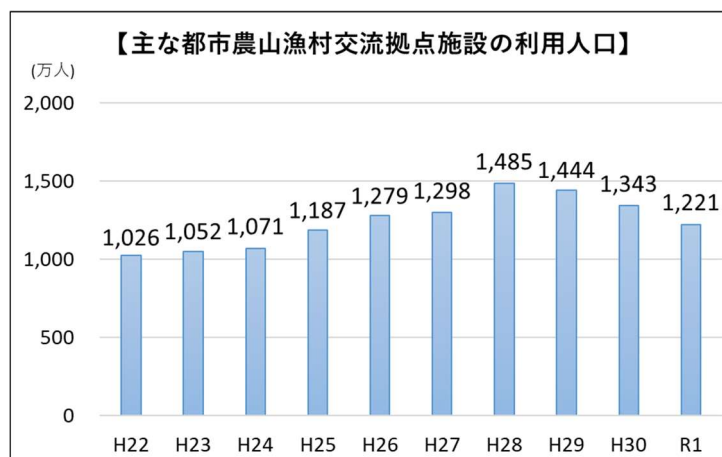


出典：国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
総務省統計局 「国勢調査(宮城県の人口)」

②都市と農村の交流状況

主要な都市農山漁村交流拠点施設^{※4}の利用者数は、東日本大震災以降において政府の観光戦略による訪日外国人旅行者の増加や交流拠点施設の整備が進んだことなどにより、平成28年度までは継続して増加傾向でしたが、近年は利用者数が減少しています。



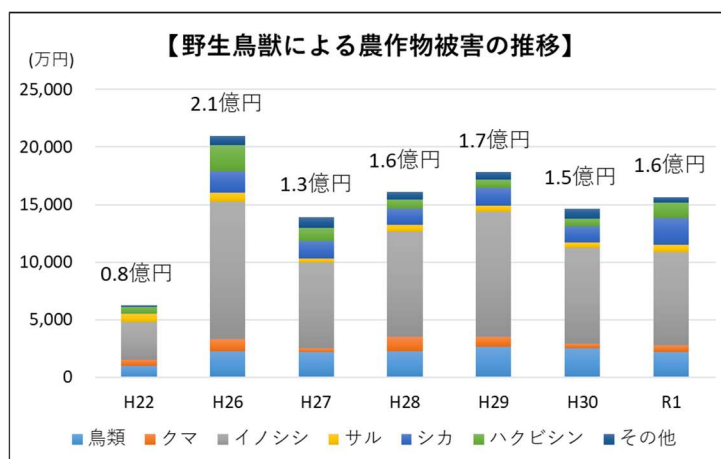
出典：宮城県農政部調べ

※3 中山間地域：ここでいう中山間地とは H31.3 時点において5法指定に該当（一部該当の場合は集計除外）する市町（気仙沼市・栗原市・七ヶ宿町・川崎町・丸森町・山元町・加美町・女川町・南三陸町）のことであり、大正まで遡って人口数を算出したものを参考値として記載している。

※4 都市農山漁村交流拠点施設：農林漁家民宿，農林漁家レストラン，農産物直売所，民泊登録農林漁家，ワーキングホリデー受入農林漁家，公設宿泊施設である。

③鳥獣被害の状況

県内の野生鳥獣による農作物被害は、県南地域でイノシシによる被害が多く、気仙沼・石巻地域ではシカによる被害が多く見られます。東日本大震災後に被害が増大し、平成26年にピークを迎えました。平成27年から指定管理鳥獣捕獲等事業でシカ及びイノシシの捕獲量が増加したこともあり、一旦大きく減少しましたが、近年は微少な増減を繰り返しています。

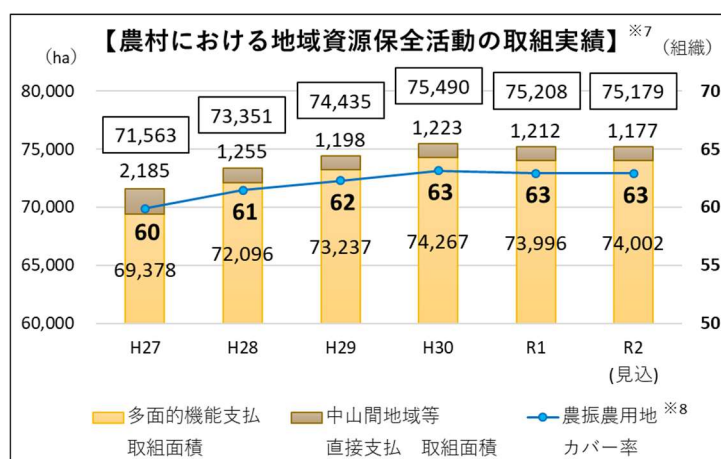


出典：宮城県農政部調べ

④農村における地域資源保全活動の実施状況

農村地域では過疎化・高齢化の進行により地域の共同活動や地域資源の保全活動が困難になってきています。

県では、多面的機能支払制度^{※5}や中山間地域等直接支払制度^{※6}を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等で構成された活動組織が行う地域資源の地域保全活動や農村環境保全活動、施設の長寿命化のための活動を支援しており、令和元年度末時点では75,208haの農地で保全活動が実施されています。



出典：宮城県農政部調べ

※5 多面的機能支払制度：農地、農業用水等の保全や管理のための農地維持や施設等の地域資源の質的向上に関する共同活動を支援する制度のこと。

※6 中山間地域等直接支払制度：中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組を支援する制度のこと。

※7 多面的機能支払と中山間地域等直接支払の取組重複分について、グラフの中では多面的機能支払の取組面積として計上し、中山間地域等直接支払の取組面積から除しているため、中山間地域等直接支払取組実面積よりも小さい値となっている。

※8 農振農用地：農業振興地域に関する法律に基づき都道府県が指定し、市町村が作成する農業振興地域整備計画において農業を推進することが必要と定められた地域内における農地のこと。

3. 東日本大震災からの復旧・復興事業の取組概要

東日本大震災による農業関連の被害額は5,454億円に上り、県全体被害額の約6%を占める結果となりました。地震による津波で、県内全農地面積の約10%に当たる14,341haが浸水するとともに、排水機場や農地海岸等が壊滅的な被害を受けましたが、災害復旧事業等を活用して復旧・復興を進めました。

特に津波被害が著しい区域においては、被災市町の要請に基づき、県が東日本大震災復興交付金を活用し、農地整備や農業水利施設等の整備を実施し、復興への取組を推進してきました。

また、津波被災地及びその周辺の地盤沈下や液状化が発生した地域において、農業が速やかに再生出来るよう農村地域復興再生基盤総合整備事業を活用し、農地や農業用施設を整備しました。

工種毎	全 体		津波区域		内陸部(津波被害以外)		
	箇所数等	概算被害額	箇所数等	概算被害額	箇所数等	概算被害額	
①農地・農業用施設被害	1,866箇所	397,333,229	688箇所	381,090,116	1,178箇所	16,243,113	
水 田	393箇所	276,075,881	農地	14,341ha	275,705,500	393箇所 201ha	370,381
畑	17箇所	52,563				17箇所 7ha	52,563
揚水機	650箇所	58,269,289	307箇所		55,816,850	343箇所	2,452,439
排水路	806箇所	40,283,886	381箇所	1,181.7km	36,988,190	425箇所	3,295,696
その他		22,651,610			12,579,576	47.5km	10,072,034
②生活環境施設被害	107箇所	26,851,239	21箇所		15,085,000	86箇所	11,766,239
集落排水	98箇所	26,718,839	18箇所		14,989,000	80箇所	11,729,839
農村公園	9箇所	132,400	3箇所		96,000	6箇所	36,400
③農地海岸保全施設	103箇所	43,480,000	103箇所		43,480,000		
海岸堤防	103箇所	43,480,000	103箇所	26.50km	43,480,000		
合 計 ①+②+③	2,076箇所	467,664,468	812箇所		439,655,116	1,264箇所	28,009,352

表：東日本大震災 農地・農業用施設被害額 (単位:千円)

①農地・農業用施設の災害復旧事業 (県営分) について

津波によって浸水被害を受けた農地のうち約13,000haで農地復旧・除塩対策が必要であり、被害を受けた主な農業用施設(基幹的な排水機場)で復旧が必要な施設は47施設ありました。

これらについては順次復旧を進め、令和2年度までで復旧を完了しました。

項目	年度別完了実績	備考
農地 (除塩含む)	H23 5,110ha H28 700ha H24 1,920ha H29 262ha H25 3,160ha H30 113ha H26 810ha R1 115ha H27 810ha	復旧対象面積に直轄災害復旧面積(A=1,978ha)を含む
農業用施設 (排水機場)	H23 4施設 H28 - H24 6施設 H29 - H25 23施設 H30 2施設 H26 10施設 R1 2施設 H27 -	復旧対象施設に直轄災害復旧施設(4地区)は除く
復旧対象面積: 約13,000ha		
復旧対象施設: 47施設		

表：農地・農業用施設災害復旧事業年度別完了実績



写真：県営災害復旧事業(農地) 下田地区(七ヶ浜町)



写真：県営災害復旧事業(施設) 花笠第二排水機場(山元町)

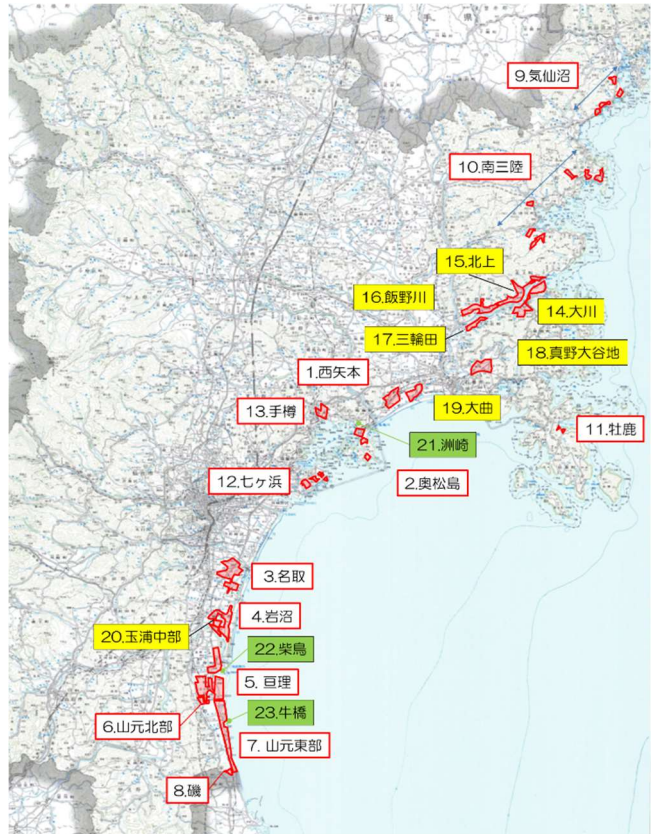
②東日本大震災復興交付金事業（県営分）について

震災により著しい被害を受けた13地区について、復興交付金を活用し新たに農地整備事業に取り組みました。また、震災前から農地整備事業を実施しており津波により甚大な被害を受けた7地区については、復興計画等との整合を図りながら農地の整備する必要が生じたため、復興交付金を活用し事業の完了を目指してきました。

農地整備事業以外で、震災前から排水機場等の整備を実施していた3地区についても復興交付金を活用して事業を完了しています。

番号	地区名	関係市町村	受益面積 (ha)	総事業費 (億円)
農地整備事業 (震災後新規取組地区)				
1	西矢本	東松島市	197	33
2	奥松島	東松島市	142	52
3	名取	仙台市、名取市、岩沼市	653	142
4	岩沼	名取市、岩沼市	630	123
5	亶理	亶理町	1,077	242
6	山元北部	山元町	122	28
7	山元東部	山元町	420	195
8	磯	山元町	40	20
復興基盤総合整備事業 (震災後新規取組地区)				
9	気仙沼	気仙沼市	55	41
10	南三陸	南三陸町	85	41
11	牡鹿	石巻市	21	13
12	七ヶ浜	七ヶ浜町	122	33
13	手樽	松島町	164	44
13地区小計	6市5町		3,728	1,007
農地整備事業 (震災前からの継続地区)				
14	大川	石巻市	413	52
15	北上	石巻市	283	35
16	飯野川	石巻市	322	6
17	三輪田	石巻市	109	17
18	真野大谷地	石巻市	160	6
19	大曲	東松島市	130	16
20	玉浦中部	岩沼市	100	4
7地区小計	3市		1,517	136
水利施設整備事業、農地防災事業 (震災前からの継続地区)				
21	洲崎	東松島市	88	3
22	柴鳥	亶理町	881	18
23	牛橋	山元町、亶理町	466	7
3地区小計	1市2町		1,435	28
合計	6市5町		-	1,171

表：東日本大震災復興交付金事業実施地区一覧



図：東日本大震災復興交付金事業 位置

③農村地域復興再生基盤総合整備事業（県営分）について

津波被災地及びその周辺で地盤沈下や液状化した地域で農業が速やかに再生出来るよう農地整備14地区（震災以降事業着手5地区・震災前からの事業継続9地区）、復興再生基盤総合整備事業8地区、農地防災事業5地区を実施しました。

番号	地区名	受益面積 (ha)	総事業費 (億円)	関係市町村
農村地域復興再生基盤総合整備事業 (農地整備事業) (震災後新規取組地区)				
1	二俣南	123	22	石巻市
2	川前四	33	5	東松島市
3	多賀城	252	56	多賀城市
4	岩沼西部	188	43	岩沼市
5	岩沼北部	98	23	岩沼市
農村地域復興再生基盤総合整備事業 (農地整備事業) (震災前からの継続地区)				
6	蛇沼向	285	42	美里町、石巻市、東松島市
7	青木川1・2期	226	27	美里町、石巻市、東松島市
8	下志田1・2期	149	14	大崎市、松島町
9	河南4期	104	11	石巻市
10	東小松	137	14	東松島市
11	鹿又	585	85	石巻市
12	広淵沼	698	109	石巻市
13	上福田	38	9	東松島市、美里町
14	小川	160	15	岩沼市、名取市
14地区小計		3,076	475	-

番号	地区名	受益面積 (ha)	総事業費 (億円)	関係市町村
農村地域復興再生基盤総合整備事業 (復興再生基盤総合整備事業)				
1	石巻	4,551	6	石巻市
2	名取	3,569	11	名取市、岩沼市、仙台市
3	亶理・山元	4,655	11	亶理町、山元町
4	仙台東	2,292	12	仙台市
5	東松島	6,193	11	東松島市、石巻市
6	岩沼藤曾根	3,569	10	岩沼市
7	亶理・山元第2	4,655	10	亶理町、山元町
8	石巻第2	4,551	5	石巻市
8地区小計		34,035	76	-
農村地域復興再生基盤総合整備事業 (農地防災事業)				
1	手樽	145	15	松島町
2	石巻中部	1,125	40	石巻市
3	宝堰	238	6	多賀城市
4	高館	74	8	名取市
5	赤井堀	941	2	東松島市
計5地区小計		2,523	72	-
合計		-	623	9市4町

表：農村地域復興再生基盤総合整備事業実施地区一覧

第2節 これまでの取組状況

1. 第2期みやぎ農業農村整備基本計画の「実績」・「成果」・「課題」

第2期みやぎ農業農村整備基本計画では、条例に掲げる目標の達成に向け、以下の3つの基本項目に関して各種施策を展開してきました。これまでの取組における「実績」「成果」「課題」は、以下のとおりです。（※目標値に対する達成率＝R1実績見込み／目標値(R2)）

●基本項目1 競争力のある農業の持続的な発展

施策1 優良な生産基盤の確保と有効活用					
実績	○第2期みやぎ農業農村整備基本計画における推進指標の実績				
	推進指標名	目標値(R2)	初期値(H21)	R1実績	目標値に対する達成率
	水田ほ場整備面積	79,000 ha	71,620 ha (H21)	78,787 ha	99.7 %
	大区画水田ほ場整備面積	34,000 ha	27,219 ha (H21)	35,397 ha	104.1 %
	事業実施地区内における認定農業者等の経営面積割合	68 %	57 % (H21)	65.5 %	96.3 %
	担い手育成数	1,400 経営体	750 経営体 (H21)	1,762 経営体	125.9 %
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・水田ほ場整備面積は R1 実績で 78,787ha となり、このうち 50a 以上の大区画水田ほ場整備面積は 35,397ha を占めています。 ・ほ場整備の実施に併せて担い手の育成及び担い手への優良農地の利用集積も進み、R1 実績で 1,762 経営体になるとともに、事業実施区域内の 65.5%の優良農地が担い手に集積されました。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農地の大区画化・汎用化を推進したことにより、R1 における大区画水田整備率(30.0%)が日本一となるなど、生産性の高い優良な生産基盤が造成されました。 ➤ 農地整備事業の整備に併せて担い手へ集積を進めたことにより、担い手育成数が H21 年度の 2 倍以上となり、地域農業の担い手確保と経営基盤の強化に繋がりました。 ➤ 東日本大震災復興事業を契機とし大区画ほ場整備が行われた地域を中心に、経営面積が 100ha を超える土地利用型の農業法人が多数誕生するなど、担い手への農地集積・集約が進み効率的な営農が展開可能となりました。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・水田ほ場整備面積は目標値を達成する見込みですが、東日本大震災からの復旧復興事業により沿岸部の整備が一気に進んだことにより、内陸部の農地との整備格差が生じており、復興事業完了後においてはバランスの取れた事業推進が必要となっています。 ・事業期間が長期間にわたっている農地整備事業地区について早期完了に努めることで、新規事業地区の計画的な採択に繋げるとともに、効率的な事業推進のために適切な事業管理計画を策定し事業期間の短縮を図る必要があります。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水田ほ場整備面積は目標値を達成する見込みですが、東日本大震災からの復旧復興事業により沿岸部の整備が一気に進んだことにより、内陸部の農地との整備格差が生じており、復興事業完了後においてはバランスの取れた事業推進が必要となっています。 ・事業期間が長期間にわたっている農地整備事業地区について早期完了に努めることで、新規事業地区の計画的な採択に繋げるとともに、効率的な事業推進のために適切な事業管理計画を策定し事業期間の短縮を図る必要があります。 				

【基本項目 2 農業・農村の多面的な機能の発揮】

施策Ⅱ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と県民理解の向上					
実績	○第2期みやぎ農業農村整備基本計画における推進指標の実績				
	推進指標名	目標値(R2)	初期値	R1実績	目標値に対する達成率
	農村の地域資源の保全活動を行った面積(協定面積)	85,000 ha	64,079 ha (H26)	75,208 ha	88.5 %
	環境配慮対策実施地区数	149 地区	55 地区 (H22)	138 地区	92.6 %
	主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	1,600 万人	901 万人 (H21)	1,221 万人	76.3 %
	主要な都市農山漁村交流施設数	706 箇所	684 箇所 (H21)	670 箇所	94.9 %
	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数	65,000 人	20,055 人 (H21)	58,102 人	89.4 %
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払及び中山間地域等直接支払の制度を活用し、R1実績で75,208haの農地で多面的機能の維持・発揮のための地域活動が実施されました。 ・第2期基本計画期間において、新たに事業着手した83地区で周辺環境配慮対策を実施しました。 ・交流拠点施設数はH21時点から14箇所の減少となりましたが、みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画を策定し、都市と農村の交流拡大等に取り組んだことにより、交流拠点利用人口はH21時点と比較して年間300万人の増加となりました。 ・学校教育と連携し行った農業体験や生き物調査、土地改良施設学習会等の協働活動へは、R1年度末までに58,102人の方々が参加しました。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本型直接支払の取組の法制化により、農業農村の多面的機能に関わる事業制度や必要性について理解が進んだことで、取組面積が増加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に寄与しました。 ➤ グリーン・ツーリズムの推進により機運醸成が高まり、農泊事業に取り組む団体（農山漁村振興交付金採択団体）がR1年度末において21団体となるなど、新しい事業へ取り組む団体も多く現れ、関心の高まりをみせました。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農村の地域資源の保全活動を行った面積のR1実績値が、目標値(85,000ha)の88%に留まりました。農村地域の多面的機能維持のために、今後も保全活動の普及啓発が必要な状況です。また、保全活動を実施している区域において、地域のリーダーや農業者の減少等により多面的機能支払の活動継続が困難な組織が増加しており、活動組織の広域化や事務委託等の活動継続に向けた支援が求められています。 ・第2期基本計画において、都市住民を対象とする交流人口の増加を農村活性化のキーワードとして施策を進めてきましたが、推進指標として掲げた交流拠点施設の利用人口の実績値はH28の1,485万人で頭打ちとなり目標値の達成には至りませんでした。今後は地域活力向上に向けて「関係人口の創出」をキーワードとして、地域団体と県内外の他業種のネットワーク構築や地域人材の育成等の取組を支援していく必要があります。 				

【基本項目2 農業・農村の多面的な機能の発揮】

施策Ⅲ 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用					
実績	○第2期みやぎ農業農村整備基本計画における推進指標の実績				
	推進指標名	目標値(R2)	初期値	R1実績	目標値に対する達成率
	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策を行った施設数	220箇所	－ (H21)	181箇所	82.2%
	基幹的な農業水利施設の機能を維持する対策により農業生産が維持される農地面積	70,000 ha	－ (H21)	67,949 ha	97.0%
	基幹的な農業水利施設の整備延長	115 km	80 km (H22)	93 km	80.9%
	農業水利施設の機能診断実施施設数	820箇所	323箇所 (H21)	996箇所	121.5%
	土地改良区数	40 土地改良区	56 土地改良区 (H22)	49 土地改良区	43.7%
	償還対策導入調整実施地区数	9地区	8地区 (H22)	9地区	100.0%
農業水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数	5箇所	1箇所 (H22)	4箇所	80.0%	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な農業水利施設(用排水機場)について、R1年度末までに181箇所の施設について機能維持対策工事を実施しました。 ・基幹的な農業水利施設(用排水路)の整備延長について、第2期基本計画期間内において約13km延伸を図り、R1年度末までに93kmとなりました。 ・受益面積20ha以上の農業水利施設について、R1年度末までに996箇所の劣化状況を調査するとともに、施設の効率的な機能保全対策を検討しました。 ・H22年時点で56存在した土地改良区について、組織体制強化を図るため統合整備を推進したことで、R1年度末時点で49土地改良区となりました。 ・国営土地改良事業実施に伴う農家負担金について、9地区の繰上償還を実施し農家負担の軽減を図りました。 ・関係機関と協力しながら宮城県農業用水利施設小水力等発電推進協議会を設立し、導入推進セミナーを開催するなど、小水力発電施設導入を促進したことにより、R1年度末までに3箇所の小水力発電施設が新たに整備されました。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基幹的な水利施設(用排水機場)の機能維持対策により、67,949haの農地で農業用水の確保や排水機能の維持により、農業生産性を確保しました。 ➢ 農業水利施設のうち、機能停止した場合に影響が大きい施設を優先し機能診断を進めるとともに、機能診断に関する研修会を積極的に行い、機能診断の重要性や必要性の周知に努めたことで、目標値(820箇所)以上の施設において機能診断が実施されました。 ➢ 土地改良区の統合整備を推進し、業務執行体制の脆弱化が懸念された小規模土地改良区の組織運営体制の強化が図られました。 				

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画期間中において計画的に基幹的農業水利施設の機能診断を進めてきましたが、地元農家の費用負担や地方公共団体の厳しい財政状況等の理由のほか、基幹的農業水利施設以外の対策工事を実施する必要があったため、目標値の達成率が82%に留まりました。現在、約3,500箇所のにぼる県内の農業水利施設の約7割で標準耐用年数を超過しており、整備や対策工事の必要性が増しています。 ・施設の長寿命化等に関する事業等について優先し実施してきた結果、基幹的農業水利施設(用排水路)の整備延長は目標値の80%となりました。新たな施設整備についても必要性を十分確認しながら整備を進めていく必要があります。 ・土地改良区の合併について、合併を模索する土地改良区間での賦課金の格差等の課題から、目標値に対し43%の達成率となり、大きく目標を下回りました。今後も意識啓発や合意形成に努め、統合による組織運営基盤の強化を支援していきます。 ・農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を推進するため、採算性が見込める施設の管理者と協議調整を進めてきましたが、地元負担金や電力の系統連携制限、水利権上の制約、管理施設の増加に対する抵抗感等から導入が進みませんでした。脱炭素社会構築という大きな目標に向けて、再生可能エネルギーの地産地消の実行も求められていることから、今後も導入推進を図る必要があります。
----	---

【基本項目3 農村の活性化に向けた総合的な振興】

施策Ⅳ 中山間地域等における農業振興と農村活性化					
実績	○第2期みやぎ農業農村整備基本計画における推進指標の実績				
	推進指標名	目標値(R2)	初期値	R1実績	目標値に対する達成率
	中山間地域等直接支払制度の取組面積	2,200ha	2,088ha (H22)	2,314ha	105.2%
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度を活用し多面的機能の確保や地域活性化に取り組んでいる面積がR1年度実績で2,314haとなりました。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中山間地域において、農業生産活動を行う農業者等を支援することで、2,314haの農地が条件不利農地として耕作放棄地化することを防止しました。 ➤ 中山間地域の35地区において農地整備事業を実施し、18地区について事業を完了しました。 ➤ 中山間地域総合整備事業を推進することで、69haの農地で区画整理を実施するとともに、用排水路6.5kmや農道1.5kmを整備し、条件不利地の改善を図りました。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口減少により、地域コミュニティの維持が困難となることが予想されるため、地域を支える人材の育成・確保、関係人口の創出・拡大に向けた取組を実施していく必要があります。 ・農地等の生産条件の改善など営農の継続による所得と雇用の確保を図る必要があります。また、維持管理や安全面について一層の配慮が必要となっています。 ・整備した優良農地等について鳥獣被害を防止し、農業生産性を確保する対策が求められています。 				

【基本項目3 農村の活性化に向けた総合的な振興】

施策V 快適な暮らしを守る生活環境の整備					
実績	○第2期みやぎ農業農村整備基本計画における推進指標の実績				
	推進指標名	目標値(R2)	初期値	R1実績	目標値に対する達成率
	農地等被害防止面積	41,551ha	39,453ha (H21)	41,174ha	99.0%
	老朽化等防潮水門の耐震化・遠隔化を含めた改修施設数	3箇所	2箇所 (H22)	3箇所	100.0%
	老朽ため池等の改修地区数	28地区	— (H22)	10地区	35.7%
	湛水被害を防止する排水機場の設置数	5箇所	2箇所 (H22)	5箇所	100.0%
	農村災害支援技術者の育成数	88人	68人 (H21)	116人	131.8%
	農業集落における下水道整備人口	92,920人	86,429人 (H21)	81,576人	87.7%
基幹的農道整備延長	1,937km	1,925km (H22)	1,936km	99.9%	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画期間内において、1箇所の防潮水門の耐震化・改修を実施しました。 ・老朽ため池の改修については、R1年度末までに10地区の改修を完了させました。 ・湛水被害を防止するための排水機場については、新たに3箇所の整備を完了させました。 ・大規模災害が発生した際に被災市長村等の支援ができるよう、一定の技術水準を有した技術者（農村災害復旧専門技術者）をR1年度までに116名確保しました。 ・生活雑排水等の処理施設の整備を進めたことにより、R1年度末において81,576人の下水道処理施設を整備済みです。 (R1実績値(81,576人)が初期値(86,429人)よりも減少している理由は、東日本大震災による人口変化、人口流出等に伴う集落人口減少によるものです。) ・R1年度末までに11kmの農道網を新たに整備しました。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 湛水被害を防止する排水機場や老朽化したため池等の整備・補強を実施したことで、R1年度末で41,174haの農地について、自然災害による被害リスクを軽減しました。 ➢ 農村災害復旧専門技術者の認定制度について積極的に啓発活動を行い、災害応急対策等に精通した技術者を確保したことにより、大規模災害発生時等において迅速な対応が可能な体制を構築しました。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽ため池等の改修について、改修希望地区数が当初想定を大きく下回ったことにより、目標値に対する達成率が35%となりました。集中豪雨等によりため池が決壊し甚大な被害が全国で発生しており、ため池の安全性確保対策が強く求められています。 ・第2期基本計画期間中に防災重点農業用ため池に関する新たな取組が始まっており、第3期基本計画においては農村の安全・安心な暮らしを守るため、ため池の対策工事を集中的に進める必要があります。 				

第3章 基本計画で目指す将来の姿

第1節 基本計画で目指す農業・農村の将来像

宮城県の農業は、県内総生産額に占める割合は1%弱であるものの、農地として利用されている面積は県全体の17%（森林面積を除いた場合は県全体の40%）を占めており、県民にとって必要不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、農業者のみならず、食と農に関わる多数の県民の経済を支える重要な産業です。

また、農村地域は、地域住民にとって大切な生活の場となっていることに加えて、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、伝統文化の伝承等の多面的な機能を有しており、その利益は県民全体で享受しています。

これまで宮城県では、国の農業政策や国際情勢といった時代の変化に対して可能な限り対応しながら、農業を若者があこがれる魅力ある産業にすることを目標に農業・農村に関する施策を進めてきました。

しかし、昭和・平成・令和と時代が移る中で、少子高齢化・人口減少の波が押し寄せており、本県においてもその影響が如実に表れ始めています。特に中山間地域では、農業水利施設の管理の粗放化や耕作放棄地の増大、農村における固有の伝統文化の消失等が懸念される状況となり、産業や集落の衰退が現実のものとなってきました。

また、近年は自然災害が頻発化・激甚化しており、農地や農業水利施設といった農業生産基盤や農村に生活する人々の生活基盤が脅かされる深刻な事態も発生しています。

このような厳しい状況の中においても、農業を本県の重要な産業として守り、農村の有する多面的な機能を県民全体の宝として後世に引き継いでいくため、「みやぎの農業・農村」について、「農業」「農村」の2つの将来像を掲げます。

○基本計画のキャッチフレーズ

次代に向けて ^た ^す ^き 田 水 郷 を つ な ぐ ^た ^か ^ら みやぎの農業・農村

第1期基本計画では、“農業・農村のにぎわいの回復”を計画のキャッチフレーズとして掲げ、我々の住む地域を見つめ直し、新たな価値を付加することを目指して施策を展開しました。

第2期基本計画では、その考えを引き継ぎ“「にぎわい」のある農業農村”を実現し、農業を若者があこがれる魅力ある産業とすることを目標に掲げ事業を推進してきました。

この間、少子高齢化・人口減少にともなう労働力不足の深刻化や農村部の地域コミュニティ衰退のほか、自然災害の頻発化・激甚化、野生鳥獣被害の増加等、農業・農村に深刻な影響を及ぼす課題が顕著となってきました。

このような状況の中で、みやぎの農業・農村を持続的に維持・発展していくためには、これまで先人が築き上げてきた宝である優良な生産基盤（田）、自然界の水循環を支え、農業生産に欠かせない農業用水（水）、そして美しい農村環境やそこで受け継がれてきた伝統・文化（郷）について、一層の活用を図るとともにその価値をさらに高め、次世代へ継承していくことが必要です。

第3期基本計画においては、この^た（田）^す（水）^き（郷）について、次代を担う人材等につなぎ、豊かな宮城の農業・農村を維持することを目指し、各施策を展開していきます。

農業の将来像

全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候や立地条件を生かし、アグリテック(*)による労働生産性の高い水田農業や畜産経営を展開するとともに、食品産業と連携しながら園芸の生産を拡大します。

これにより、みやぎの農業を地域経済を支える産業として発展させます。

(*) 農業にスマート農業技術を含むICT(情報通信技術)等の技術を導入することで、省力・軽労化を図るなどの課題を解決すること

<イメージ図>



農村の将来像

都市と農村の距離が近く、美しい風土や地域資源が豊富にある強みを生かし、郷土愛のある地域人材と外部人材との協働により、多彩な“なりわい”を創出します。また、農村において人口減少や高齢化に対応しながら魅力ある地域を維持していくため、デジタルトランスフォーメーション^(*)の推進や防災機能を強化します。

これにより、関係人口や移住希望者に選ばれる持続可能な農村をつくります。

(*) デジタル技術を駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を革新すること。

<イメージ図>



第2節 基本項目

これらの将来像を目指して、基本計画においては「儲ける農業」、「活力ある農村」、「強靱な農業・農村」というキーワードのもと、以下の3つの基本項目を掲げ、計画的かつ効率的に農業農村整備分野の施策を進めていきます。

基本項目1 人口減少下で持続的に発展する農業の振興（儲ける農業）

農業が地域経済を支える基幹産業として発展していくためには、農業で生活を営んでいけるだけの収入が得られることを大前提として、次世代の担い手を確保することが必要不可欠です。しかし、少子高齢化・人口減少が本格化する社会では、食料需要は減少していくこととなるうえ、米価下落や消費者の低価格志向等の社会情勢からも、なりわいとして農業を維持することが難しい状況です。

このような中であって、農業を持続していくためには、国内のみならず国外にも目を向け、需要が旺盛な野菜、高品質な果実を生産・販売するほか、現在輸入に頼っている麦・大豆を国産品（県産品）で賄う等、変化に迅速・的確に対応する農業経営を目指していく必要があります。

これまで宮城県では水田の区画整理及び排水改良を進め、水稻及び麦・大豆等の転作作物の生産性向上を図ってきました。このことにより、社会情勢の変化に対応した農業経営を支える基礎が出来てきており、条件の良いほ場では野菜等の土地利用型園芸作物の導入が可能となっています。今後は、これまでの取組に加えアグリテックに対応した基盤整備等により、更なる生産性向上や労働の省力化を図っていきます。

基本項目2 多様な主体が活躍できる農村の構築（活力ある農村）

農村地域の人口減少により、農地荒廃や耕作放棄等の農業生産面での影響のみならず、地域コミュニティそのものの脆弱化が懸念されています。今後、人口減少が加速することが予測される中で、人口減少を許容しながら、農村を維持していかなければなりません。

また、農村地域内外の人材が農村に住み続けるために、雇用機会や所得の確保、農村に関心を持ってもらえるような取組を進めていく必要があります。このために、農村の地域資源を活用した多様なビジネスを創出し、意欲ある地域活性化組織等の活動を支援していきます。

農業・農村における多面的機能を維持していくために、地域における共同保全活動等を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、農村地域において課題となっている野生鳥獣による農作物への被害軽減を図っていきます。

基本項目3 自然災害に対応した農村地域の防災・減災対策の強化（強靱な農業・農村）

近年頻発する集中豪雨や台風等により、農村地域においても甚大な被害のリスクが高まっており、農業用ため池の耐震化等の施設の強靱化に加え、流域全体で洪水リスクに備える「流域治水」の取組が必要となっています。このため、人的被害を与える恐れのあるため池の対策を優先的に進めるとともに、既存農業用ダム洪水調節機能の有効活用や水田の雨水貯留機能を活用し洪水緩和を目指す田んぼダムの取組などを推進し、農村地域の防災・減災対策を図ることとしています。

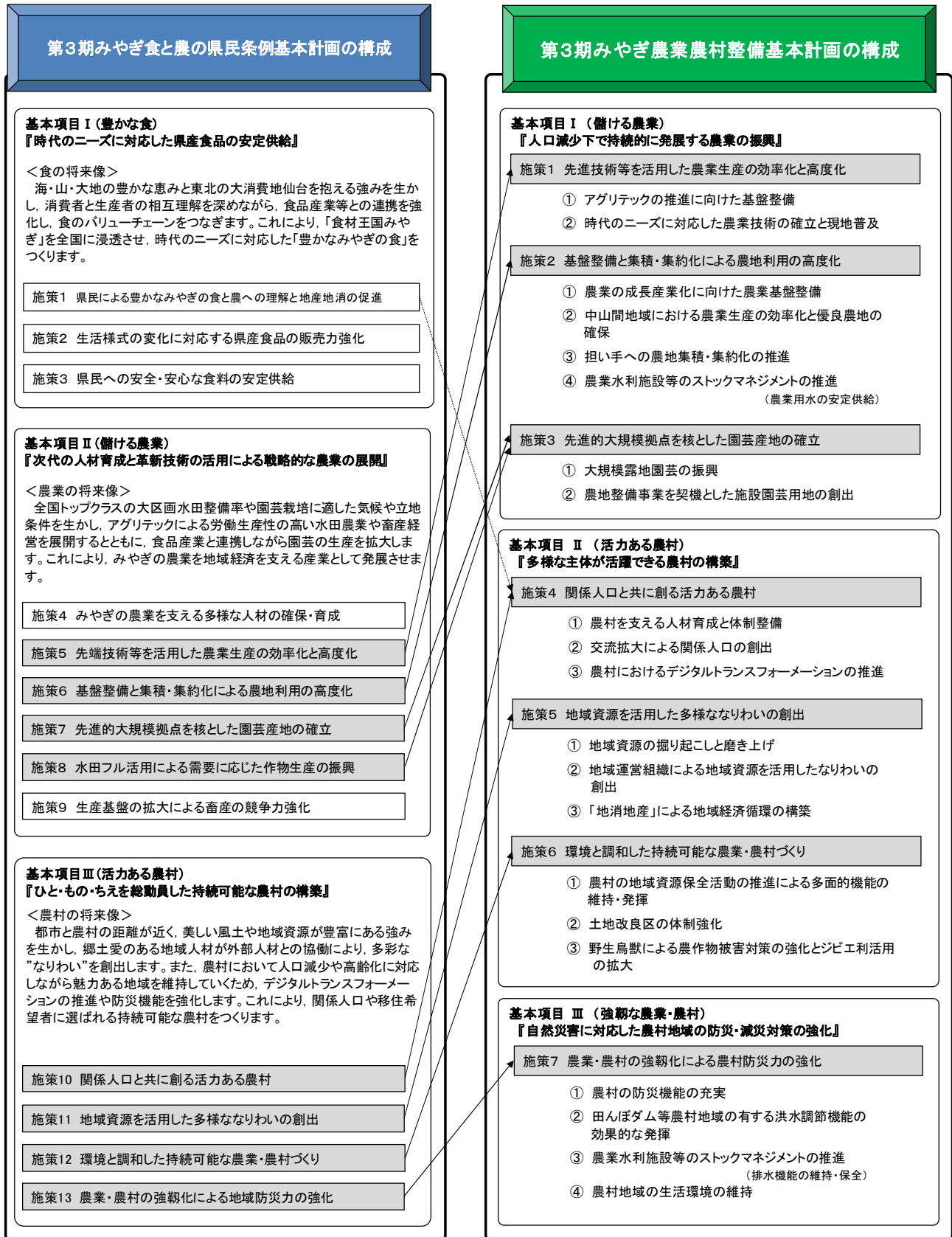
宮城県ではガット・ウルグアイラウンド関連対策費を活用して、平成初期に大区画水田整備を盛んに進めた背景があり、このときに整備した農業用施設が徐々に整備・更新時期を迎えています。

現在、国全体の流れとして『新しく造る』という考えから『賢く使う』ことへの推進が図られており、自治体レベルで全分野にわたる公共施設等の長寿命化計画の策定を義務づけられるなど、長期的・総合的な視点に立った公共施設等の管理が求められています。

農業農村整備分野においても、経年劣化が進行する施設の突発的な事故を防ぎ、施設機能を維持していくために、ストックマネジメントの取組について計画的に推進していきます。

第3節 「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」と

「第3期みやぎ農業農村整備基本計画」の関連図

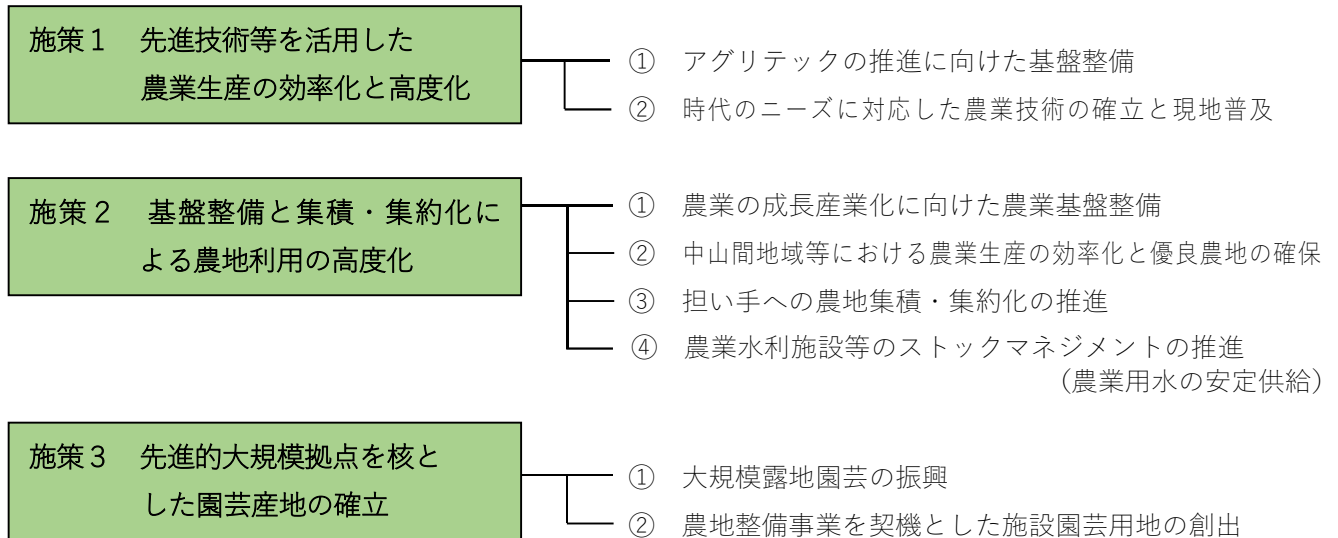


※網掛け施策は、NN関連施策。

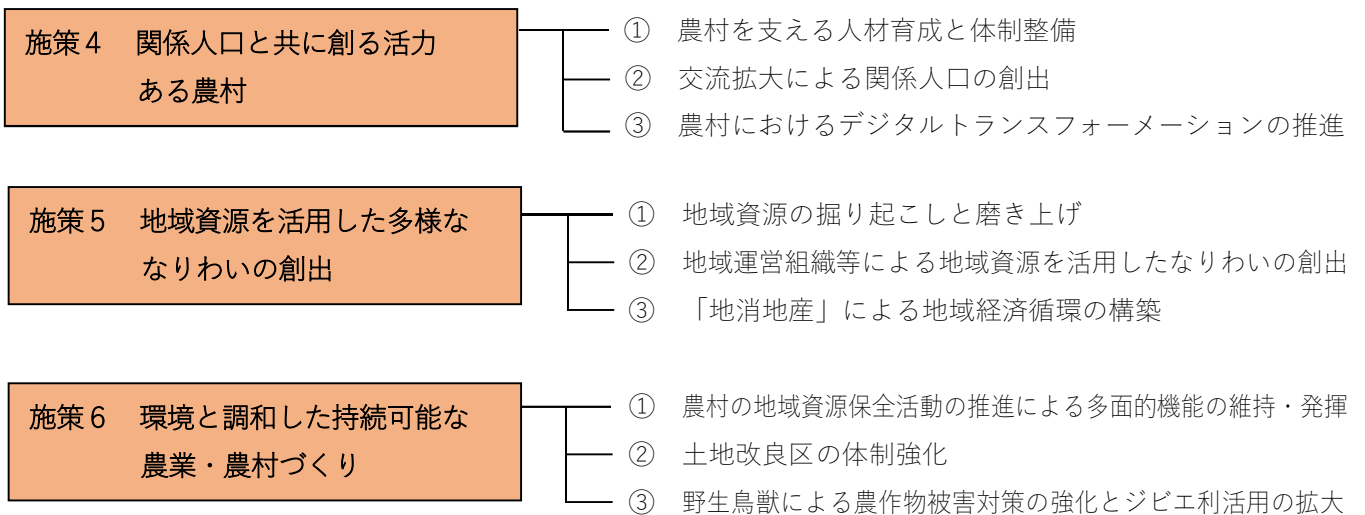
第4章 農業・農村の振興に関する施策の推進方向

第1節 施策の推進方向体系図

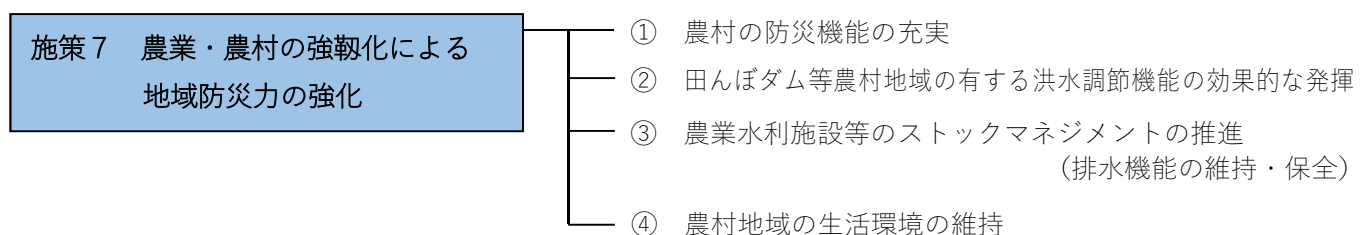
◆ 基本項目1 人口減少下で持続的に発展する農業の振興（儲ける農業）



◆ 基本項目2 多様な主体が活躍できる農村の構築（活力ある農村）



◆ 基本項目3 自然災害に対応した農村地域の防災・減災対策の強化（強靱な農業・農村）



第2節 各施策の推進方向

基本項目Ⅰ 人口減少下で持続的に発展する農業の振興 ～儲ける農業～

みやぎの農業を、地域経済を支える「儲ける農業」として持続的に発展させるため、人材不足の解消や円滑な経営継承、また、技術の革新等による生産性の向上や需要に応じた作物生産が重要です。

そこで、農業に携わる意欲ある多様な人材の確保と育成、アグリテックの推進・普及や農地の大区画整備による収益性の高い農業経営の展開を図るとともに、大規模露地園芸の振興による園芸生産拡大などの取組を進めます。

施策1 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化

農業生産性の向上や省力化を図るため、ICTを活用したアグリテック※9を推進します。また、生産基盤の整備などアグリテックを効果的に活用する支援を行います。

農業・農村を取り巻く現状の課題や将来の変化に対応できるよう、気候変動による被害を回避・軽減するための安定生産技術の開発等を進めます。



水管理システム
(自動給水栓)



自動走行トラクタ



① アグリテックの推進に向けた基盤整備

- ・アグリテックの効果が発揮できるようほ場の大区画化、自動給排水栓及び幅広畦畔など、省力化に向けた基盤整備を進めるとともに、各種研修会などを通じて農業経営体への効果的な普及を図ります。また、ICTを活用した水管理システムの導入など水管理労力の軽減を検討します。
- ・ほ場が点在し一枚当たりの面積が小さい中山間地において、ドローンによる効率的な防除、除草や給水の自動化などの技術の実装を図ります。
- ・農業生産現場におけるアグリテック導入に向けて、「スマート農業の開発・実証プロジェクト」等で取り組んだ実証成果を活用し、先進技術の普及拡大を図ります。

② 時代のニーズに対応した農業技術の確立と現地普及

- ・転作田における高収益作物に対応した排水改良技術の確立など、農作物の安定生産や品質低下を低減する技術の研究を行うとともに現場での普及拡大を図ります。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和7年	令和12年
スマート農業技術を導入する農地整備新規地区数 (単位：地区)	—	9	18

出典：宮城県農政部調べ

【関連事業】

- ・農業競争力強化農地整備事業
- ・農業経営高度化支援事業
- ・農地耕作条件改善事業
- ・水利施設等保全高度化事業

※9 アグリテック：農業に、スマート農業技術を含むICT（情報通信技術）等の技術を導入することで、省力・軽労化を図るなどの課題を解決すること

(参考) みやぎのスマート農業推進基本方針

<基本方針>

ICTやロボット, AIなどの先端技術を活用したスマート農業の導入により, 省力・低コスト化や経営・生産の効率化を図るとともに, スマート農業技術が多くの経営体に次々に拡大することで, 全国に先駆けた「スマート農業先進県」を目指す。

◆宮城県でスマート農業が普及拡大できるポテンシャル

- ・震災後, ほ場の大区画化が進展 → 標準区画1~2ha (以前は20~30aが中心)
- ・経営の大規模化 → 100ha超の大規模土地利用型法人38経営体(R元)
- ・高度環境制御大型園芸施設が次々整備 → 環境モニタリングで高精度な生産管理を実践
- ・スマート農業技術の導入 → 経営管理システムが100経営体以上で導入済み

◆県が中心となり進めている重点事項

- ・みやぎスマート農業推進ネットワークの運営 (104団体(R3.2末時点)) → 農業者と産学官が一堂に会し技術情報や課題の共有・対応
- ・スマート農業技術の開発・実証プロジェクトの実施 → 水田作のスマート農業一貫体系を現地実証 (R元~2)
- ・スマート農業技術の情報発信 → 実証農場での実演会や成果の情報提供, 普及啓発
- ・新規スマート農業技術導入者への支援を展開 → 新たに支援体制を整備し, きめ細やかな技術支援強化

◆新たな視点・強化する取組 (R2~)

- ・中山間地域のスマート農業技術の実証 → 小区画等条件不利地域の生産効率の向上(労働力不足対応)
- ・東日本台風の被災からの営農再開・早期安定 → 施設園芸経営体のスマート農業技術を活用した復興
- ・大規模経営体へスマート農業機器の導入拡大 → ドローン等スマート農業機器の導入経費補助

(スマート農業技術の開発・実証プロジェクトの概要)

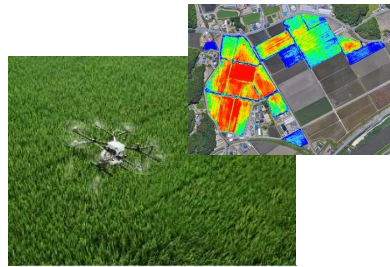
実証農場: (有) アグリードなるせ (東松島市)
 実証課題名: 輸出に対応できる「超低コスト米」生産体制の実証
 実証目標: 水稻の生産コスト「7,000円/60kg」(現況値(H29)から25%削減)
 実証技術: GPSアシストトラクター, ロボットトラクター, 食味・収量センサ付き自動走行コンバイン
 直進キープ機能付き田植機, マルチローター(リモートセンシング, 肥料・農薬散布)
 ラジコン除草機, 自動給排水システム



無人自動運転トラクターによる耕起作業



直進キープ機能付き田植機



マルチローター(ドローン)による農薬散布, センシングマップ



食味・収量センサ付き自動走行コンバインによる収穫作業

【実証プロジェクトの成果目標】

労働時間 10.4hr/10a (20%削減)
 生産コスト 7,000円/60kg (25%削減)

施策2 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化

競争力の高い農業生産基盤を実現するため、農地整備事業等による農地の大区画化・汎用化、中山間地域における耕作条件の改善による作業の効率化等を進めます。また、農地利用の高度化を図るため、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

併せて、地域の合意形成に基づいた共同活動による農地の保全管理、農業委員会が実施する農地パトロール等により優良農地の確保を図り、効率的な農地利用を促進します。



大区画に整備された農地（大崎市田尻）



- ① **農業の成長産業化に向けた農業基盤整備【重点推進プロジェクト（第5章参照）】**
 - ・競争力の高い農業生産基盤を実現するため、農地中間管理機構と連携した農地整備事業等により、再整備を含め農地の大区画化を図るとともに、低コスト農業の実現に向けた担い手への農地の集積・集約化を推進します。
 - ・水稲のみならず野菜等の高収益作物^{※10}の導入による収益の向上を目指すため、農地の大区画化とともに暗渠排水を一体的に整備し、農地の汎用化を進めます。
 - ・農地整備事業の実施に当たっては、農地の汎用化を促進する地下かんがいシステム^{※11}など、時代のニーズに即した新技術を積極的に導入し、担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、営農定着に必要な取組を支援します。
- ② **中山間地域等における農業生産の効率化と優良農地の確保【重点推進プロジェクト（第5章参照）】**
 - ・中山間地域等の条件不利地における農業生産活動の継続と多様な農業者の確保を図るため、地域特性に応じた簡易な基盤整備や暗渠排水の導入等による耕作条件の改善に取り組みます。
 - ・中山間地域における優良農地の確保を図るため、農業委員会が実施する荒廃農地の解消に向けた農地パトロールや地域の共同活動による水路や農道等の保全管理を支援します。
- ③ **担い手への農地集積・集約化の推進**
 - ・農業の生産性を向上し、競争力を強化するため、市町村や農業委員会等との連携を図りながら、農地中間管理事業の活用を促進し、「人・農地プラン」^{※12}に位置づけられた担い手への農地の集積・集約化を推進します。
 - ・農地整備事業等のハード整備を実施している地区にあっては、農業経営高度化支援事業を導入し、農地中間管理機構と連携の上、担い手への農地集積・集約化を促進します。
- ④ **農業水利施設等のストックマネジメント^{※13}の推進（農業用水の安定供給）**
 - ・農業水利施設の適切なストックマネジメントの実施により、突発事故等の発生を防止し農業用水の安定供給を図ることで、集積・集約化をはじめとする農業生産基盤の効率的な利用を推進します。

※10 高収益作物：主食米よりも単位面積当たりの収益性が高い作物で、個別経営に対する補助金の対象となっていない作物。

※11 地下かんがいシステム：水位調節装置と暗渠排水を組み合わせ、地下から作物へ給水するかんがい方法。

※12 人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

※13 スtockマネジメント：長寿命化できる対策を検討し、施設の機能保全を効率的に実施することで、施設の有効活用や長寿命化を図る取組。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和7年	令和12年
大区画水田整備面積(単位: ha)	35,397	37,500	39,300
汎用化水田の面積(単位: ha)	78,787	81,100	83,100
野菜等の高収益作物を導入する新規地区数(単位: 地区)	4	30	60
担い手への農地集積率(単位: %)	58.9	90	90

出典: 宮城県農政部調べ

【関連事業】

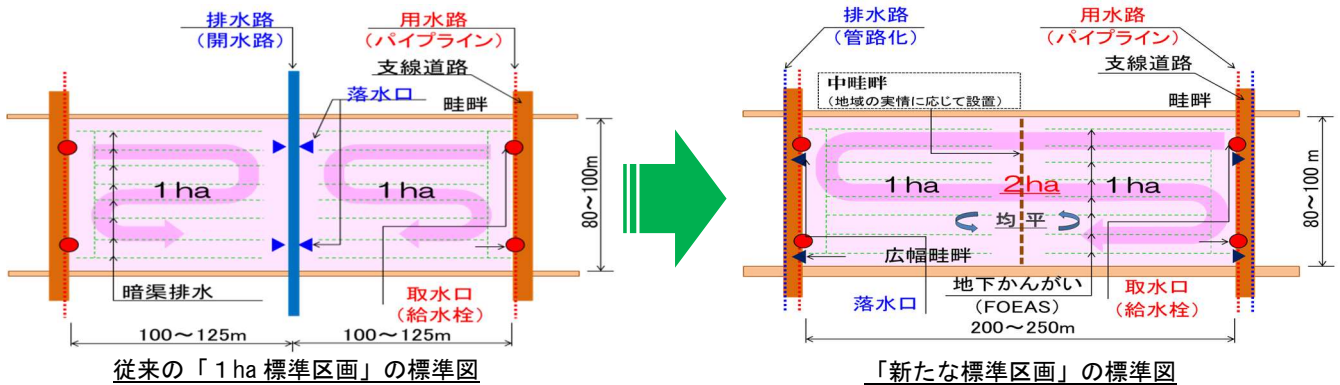
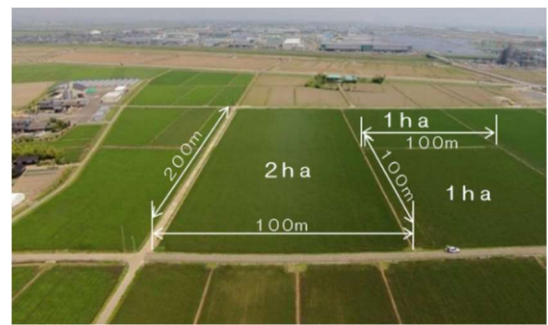
- ・ 農業競争力強化農地整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・ 農業経営高度化支援事業
- ・ 農地整備事業(通作条件整備)
- ・ 中山間地域総合整備事業
- ・ 中山間地域農地保全支援事業
- ・ 中山間地域所得向上支援事業

【取組の具体例】

● 新たな標準区画(2ha 区画)の導入 (岩沼地区)

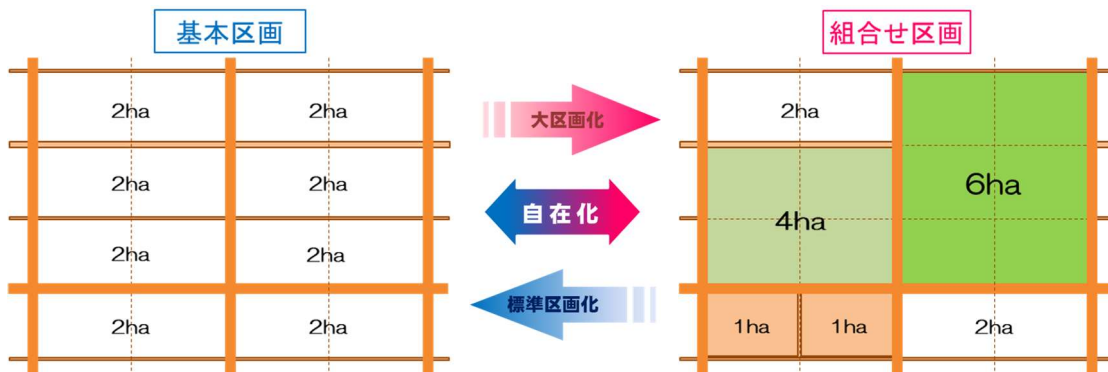
新たな標準区画は、新しい営農方式への移行に合わせた「経営体の規模拡大への誘導」と、営農方式、経営状況の変化に対応した「区画形状・区画面積の自在化」の2点を目的としています。

現在の農業用機械装備に対応しながら、将来の農業用機械の性能向上や乾田直播栽培のような省力的営農技術への移行を見据えた設計としています。



従来の「1ha 標準区画」の標準図

「新たな標準区画」の標準図



【効果1】 労働時間の削減 従来の1ha区画標準区画(事業計画)と比べて

「新たな標準区画(2ha区画)」の移植栽培では**37%の削減**

「新たな標準区画(2ha区画)」の乾田直播栽培では**64%の削減**

【効果2】 経営規模拡大の可能性 転作率を宮城県平均値である約3割と仮定した場合

「新たな標準区画(2ha区画)」の移植栽培では**1.75倍に拡大**の見通し(経営規模40ha→70ha)

「新たな標準区画(2ha区画)」の乾田直播栽培では**3倍に拡大**の見通し(経営規模40ha→120ha)

※岩沼市H農業生産法人(経営規模60ha規模)調査結果をベースに試算したもの

施策3 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立

園芸産出額の倍増を目指し、競争力の高い園芸産地を確立するため、加工・業務用などの実需者ニーズに対応した大規模露地園芸の拡大、企業参入の促進により、地域の園芸振興の中核となる生産拠点を築きます。



整備された畑地でのネギの作付け状況（山元町）

- ① 大規模露地園芸の振興【重点推進プロジェクト（第5章参照）】
 - ・水田を活用した園芸品目の作付を推進するため、水田における安定生産技術を確認し、担い手への農地集積や農地整備事業による水田での園芸作物栽培の条件整備を進めます。
- ② 農地整備事業を契機とした施設園芸用地の創出【重点推進プロジェクト（第5章参照）】
 - ・園芸産地の育成や拡大を図るため、農地整備事業を契機に地元のニーズや地域の営農構想に応じた施設園芸用地の創出を支援します。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和7年	令和12年
野菜等の高収益作物を導入する新規地区数 (単位：地区)	4	30	60
水田活用の園芸作物の作付面積（単位：ha）	3,536	4,247	5,177

出典：宮城県農政部調べ

【関連事業】

- ・農業競争力強化農地整備事業
- ・農山漁村地域整備交付金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業

【取組の具体例】

●基盤整備を契機に日本を代表する営農組織へ（農事組合法人 みらいす青生 [美里町]）

地区名：青生・青生2期地区 受益面積：210.7ha 受益者数：218人
 主な支援施策：経営体育成基盤整備事業（H16～H29） 主要作物：米、麦、大豆、玉ねぎ等

<工夫のポイント>

- ・排水改良により、水稻単作から水稻+麦+大豆の2年3作のブロックローテーションを実現。
- ・地下かんがいを活用し、乾田直まきに取り組んだほか、玉ねぎ、とうもろこしなど複数品目を栽培。
- ・主要品目である玉ねぎは、機械化一貫体系を導入し、労働時間を大幅に削減。

基盤整備の概要

【整備前】

用排水路が未整備なことから、排水不良や湿害が発生、またほ場が小区画で農道が狭小であることから大型農機の導入が困難。



排水路（未整備）



小区画ほ場と狭小な農道

基盤整備

基盤整備や地下かんがい等による生産性の向上、高収益作物の導入

大型機械の導入などによる農業生産性の向上や、ほ場の排水性の向上及び地下かんがい施設の整備により高収益作物の導入を実現。



FOEAS導入



1ha区画へ整備

取組内容

生産コストの大幅削減（米、玉ねぎ）

- 地下かんがいシステムを活用し、乾田直まきで米の生産費を大幅低減。
- 玉ねぎの栽培から収穫、調製作業までを機械化し労働時間を大幅削減。



地域の中心となり、コミュニティを牽引

- 法人化で手の空いた女性や高齢者等の地域内労働力を活用し、園芸作物の生産に取り組む。
- 地域の祭りの事務局を担当したり、地元小学校の農業体験を開催するなど、地域のリーダーとして活躍。



季節限定直売での全量販売

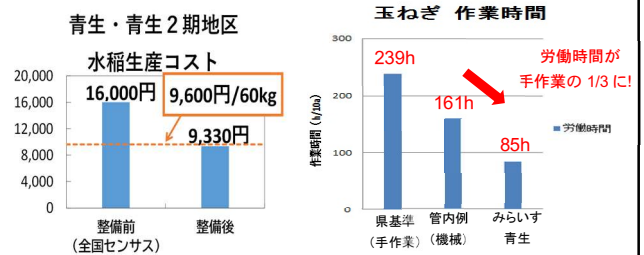
- 地区内 1.6ha で生産されているとうもろこしは、地区内に設置する夏場限定の直売店にて「茹でとうもろこし」にして全量販売。



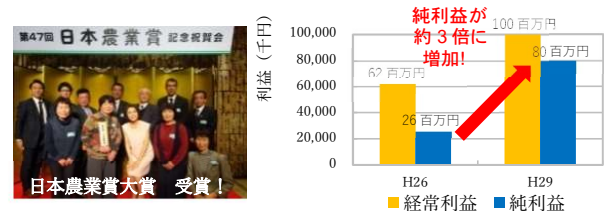
取組後

堅実な黒字経営を継続、日本を代表する優良法人へ

米の生産コストは 9,600 円を下回り、玉ねぎの収穫作業時間も、手作業の約 1/3 に短縮！



- 基盤整備を契機に集落営農組織を立ち上げ、その後法人化。
- 法人設立当初から黒字経営を実現。平成 29 年度には経常利益で約 1 億円（純利益は約 8 千万円）を達成！



(参考) みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和 3 年度～7 年度）

「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」は、新・宮城の将来ビジョンや第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画を具現化するための園芸特産部門の実施行動計画となっており、4 つの基本方針を掲げ本県の園芸特産振興施策を展開することとしています。

農業農村整備分野とは、「基本方針 2 大区画ほ場を活用した露地園芸の推進」において、農地整備事業等による露地園芸団地の創出等について連携していくこととしています。

【みやぎ園芸特産振興戦略プランの基本方針等（抜粋）】

◆基本方針 1 先進技術を駆使した施設園芸の推進

◆基本方針 2 大区画ほ場等を活用した露地園芸の推進

- (1) 水田等における収益性の高い園芸作物の推進
 - イ 水田における高収益作物生産の推進と安定生産技術の確立
 - ロ 産地間連携等による加工・業務用園芸団地の育成
- (2) 地域をけん引する経営体を核とした露地園芸の振興
 - イ 農地集積や農地整備事業等における露地園芸団地の創出
 - ロ 地域の核となる大規模露地園芸経営体支援による園芸産地の拡大

※大規模露地園芸経営体：露地園芸で 10ha 以上または売上 3 千万円以上の経営体
- (3) 効率的な作業体系の推進
 - イ 機械化一貫体系推進やアグリテック導入等による効率的生産の推進
 - ロ 露地園芸の効率化等に向けた生産体制の整備

◆基本方針 3 食品関連産業等との連携による園芸サプライチェーンの構築

◆基本方針 4 園芸産地の発展に向けた多様な人材等の確保・育成

人口減少や高齢化が進行する中で、農村を維持し活性化するためには、関係人口や移住希望者には、関係人口や移住希望者
に選ばれる持続可能な「活力ある農村」を実現する必要があります。

そのため、地域を支える人材や関係人口の育成・拡大を図る取組とあわせて、これらの人材が
持続的に地域と関わりを持てるように地域資源を生かした「なりわい」を創出し、雇用機会や所
得の確保を図ります。あわせて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

施策4 関係人口と共に創る活力ある農村

人口減少や高齢化等が加速する農村を維持・活性化し
ていくため、地域に暮らしながら地域を支える人材の育
成を支援するとともに、県内外の個人や企業とのネット
ワークを拡大する取組等により都市部などに居住し地域
と関係を持つ関係人口の創出・拡大を図ります。

また、生活様式の変化に対応し、関係人口等の多様な
人材を農村に迎えて、住民とともに、仕事や生活が可能
となるよう、農村におけるICTの導入・活用（デジタル
トランスフォーメーション※14）を進めます。



ころ柿づくり（丸森町）



① 農村を支える人材育成と体制整備

- ・農村の地域づくりを支える人材を確保するため、地域が直面する課題の解決に向けた取組を学べる人材育成研修等により、地域を持続的に支えることができる、地域運営組織等のリーダー役を育成します。
- ・地域住民が主体的に活動する機運を高めるため、地域活動の企画や運営の支援を行い、住民の地域づくりへの積極的な関与を促し、集落全体の機能を向上させます。
- ・農村の集落機能を維持・強化するため、地域住民が主体となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践できるよう、協議機能と実行機能を備えた地域運営組織等の自立的な運営に向けた環境づくりを支援し、外部の多様な人材も活用しながら、課題解決型・協働型地域コミュニティへの転換を促進します。

② 交流拡大による関係人口の創出【重点推進プロジェクト（※第5章参照）】

- ・都市部や近隣地域との交流を拡大するため、地域住民を対象とした研修会の開催などにより、地域食材や多様な地域資源を活用した交流活動が行える体制づくりを支援します。また、都市住民へ地域の魅力と交流活動の情報を発信し誘客を図ります。
- ・農村と都市をつなぐマッチングサイトや官民連携による農山漁村交流拡大プラットフォームを有機的に機能させ、農泊や体験プログラムなどビジネスを展開したい農業者や団体、さらに県内外の企業や個人とのネットワークを拡大し、関係人口を創出します。

③ 農村におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

- ・アグリテックの導入と一体的に農村生活におけるデータ連携と通信等のインフラを整備するとともに、「誰でもできる農業」、「住みたくなる（住みやすい）農村」の実現に向けた支援を行います。あわせて、「半農半X」、「二地域居住」など多様な働き方・ライフスタイルを提案します。

※14 デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術を駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

- ・ICT等を活用して定住条件の整備・強化，農村活性化の取組を図るため，関係者の連携を強化し，地域の実情にあった農村デザインができる支援体制を構築します。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和7年	令和12年
農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数 (単位：団体)	-	55	80
都市と農村の交流活動事業に参加した人数 (関係人口) (単位：人)	284	320	400

出典：宮城県農政部調べ

【関連事業】

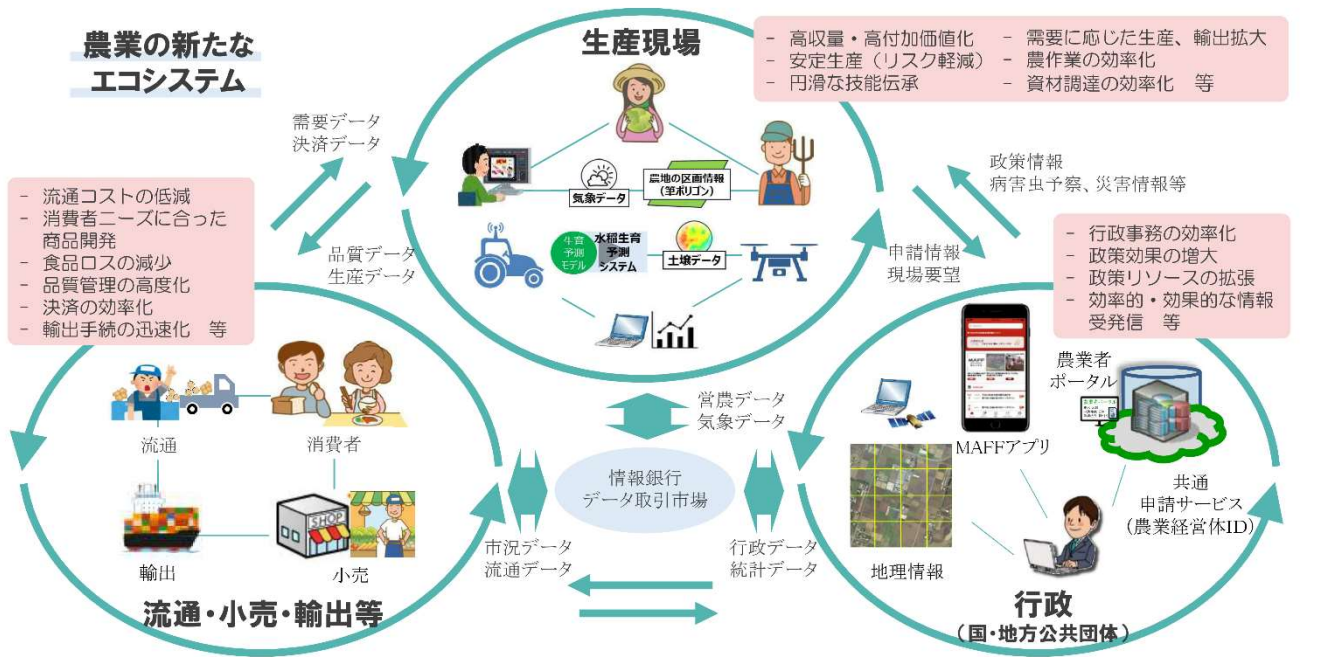
- ・令和のむらづくり推進事業（県単）
- ・むらまち交流拡大推進事業（県単）
- ・地域資源・キャリア人材フル活用事業（県単(R3新規)）

(参考)

●農業分野でのデジタルトランスフォーメーションの必要性

農業従事者の高齢化や労働力不足等の課題に対応しながら，農業の成長産業化を進めるのに必要な，発展著しいデジタル技術（ロボット・AI・IoTなど）の活用を強力に進め，データ駆動型の農業経営を実現し，消費者ニーズに的確に応えるために価値を提供していくことが不可欠。その際，従来の営農体系に単にデジタル技術を導入するのではなく（デジタル化），デジタル技術を前提とした新たな農業への変革（デジタルトランスフォーメーション）を実現することが重要。

●デジタルトランスフォーメーションにより実現する農業の未来



(出典：農林水産省資料)

施策5 地域資源を活用した多様ななりわいの創出

人口減少と高齢化の急速な進行等により活力が低下している中山間地域等の農山漁村において、地域資源を活用した多様ななりわい（ビジネス）を創出することにより、地域での雇用機会や所得を確保するとともに、「地消地産^{※15}」による地域経済循環を構築し、地域を活性化します。



都市農村交流バスツアーで地域資源活用商品をPR

① 地域資源の掘り起こしと磨き上げ

- ・地域内で生産された農畜産物や地域資源を活用した商品、サービス等の開発により、所得の向上と地域雇用の創出を図るため、最先端技術を組み合わせた新たな製法や雇用創出の仕組みづくりを促進します。
- ・規模は小さくても、個性豊かで、顧客を確保できる、持続性の高い農業経営を育成するため、地域特有の自然環境や気候風土、伝統的な農畜産物や料理など、地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、農山漁村が持っている可能性を最大限に活用した取組を支援します。

② 地域運営組織等による地域資源を活用したなりわいの創出

- ・地域資源を活用したなりわい（ビジネス）の創出を促進するため、意欲のある地域運営組織^{※16}による、地域資源の掘り起こし・保全・磨き上げ・利活用、販売戦略の立案、情報発信等の伴走型支援に取り組みます。
- ・担い手となる人材を確保し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、後継者不足により休廃業の危機に直面している事業・なりわいを第三者に引き継ぐ「継業」や、複数の仕事の組み合わせによって一定の収入と雇用機会を提供する「多業」等を、市町村や特定地域づくり事業協同組合^{※17}等の関係機関と連携して促進します。

③ 「地消地産」による地域経済循環の構築

- ・農山漁村の経済的自立と活性化のため、食料やエネルギーの「地消地産」による地域経済循環^{※18}の構築を促進します。
- ・地域が主体となった、地域経済循環の構築に不可欠な再生可能エネルギーの導入と活用を図るため、推進役となる人材及び組織の育成、研修会等を通じた地域住民への啓発・理解を促進します。

※15 地消地産：地域で消費するものは地域で生産・供給しようという考え方。

※16 地域運営組織：地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※17 特定地域づくり事業協同組合：都道府県知事が認定した、人口急減地域においてマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施できる中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合。

※18 地域経済循環：地消地産の推進により、稼いだおカネの域外流出を最小限に食い止め、地域内で循環させる（再投資することによって所得と雇用機会を創出する（地域の富を増やす）仕組み）。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和7年	令和12年
農業生産関連事業の年間総販売額 (単位：億円) (*)	272 (H30)	340	400
地域の課題解決等に取り組む活動組織の形成数 (単位：組織) (**)	97	125	150

出典：(*) 6次産業化総合調査（農林水産省），(**) 宮城県農政部調べ

【関連事業】

- ・ 令和のむらづくり推進事業（県単）
- ・ 地域資源・キャリア人材フル活用事業（県単(R 3新規)）

(参 考)

● 農村の有する多様な地域資源



(出典：農林水産省資料)

施策6 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり

環境と調和した持続可能な農業・農村づくりを推進するため、地域資源の適切な保全・管理を行いながら良好な営農環境を維持するとともに、農業・農村地域の多面的機能の維持・発揮を図ります。あわせて、集落ぐるみの野生鳥獣被害対策強化とジビエ利活用の拡大を推進します。



農村環境保全活動の様子（栗原市）

① 農村の地域資源保全活動の推進による多面的機能の維持・発揮

- ・農業・農村が有する多面的機能を適切に維持・発揮させるため、農業を支える地域の共有資源である水路や農道周りの草刈り、維持補修など、共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、保全活動組織に対して事務の委託や広域化など、負担の軽減を図るとともに、土地改良区との連携による組織体制の強化など、効率的な組織運営を支援し、地域住民による保全管理を継続させることで優良農地を次世代に継承していきます。
- ・農業・農村が有する多面的機能に関する県民の理解の促進を図るため、広報誌の発行や公共施設でのパネル展示など、県民の認知度向上に取り組みます。また、地域や学校教育との連携・協働による農村環境保全の活動を通じ、特色ある地域の魅力発信などを推進します。
- ・中山間地域における棚田等の地域資源を持続的に保全するため、外部からの人材を活用しながら、自立的かつ継続的な活動を可能にする取組や体制づくりを支援します。

② 土地改良区の体制強化

- ・将来にわたる土地改良施設の維持管理体制を確保するため、土地改良区における維持管理計画の適切な見直しを指導するとともに、資産管理に基づく計画的な施設更新の積立に向けた指導及び支援を行います。
- ・農地及び農業用水の保全管理を通じた地域振興への土地改良区の取組を促進するため、経営体への農地集積を始めとした各種農業振興施策との連携取組を支援します。
- ・土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、土地改良区が自主的に行う統合整備に向けた取組について指導及び支援を継続して進めます。
- ・土地改良区運営体制の適正化及び事務の効率化を確保するため、複式簿記導入による会計処理の実施に向けた指導及び支援を行うとともに、情報公開や員外監事の導入による不祥事未然防止に向けた指導を行います。

③ 野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大

- ・集落ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むモデル集落を設定し、専門家による指導や支援を行うとともに、モデル集落の取組や成果を他地域へ普及します。また、県内の侵入防止柵の設置状況や被害状況等を見える化することにより、県全体で鳥獣被害対策に取り組む条件整備を行います。
- ・地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置のほか、ICT技術を活用した効率的な捕獲技術の普及を進めるとともに、新しい人材の確保・育成を図り、捕獲活動の省力化を支援します。
- ・捕獲鳥獣を貴重な地域資源として位置付け、捕獲から搬送・処理加工を一体化し、安全で良質なジビエの提供を行えるように、意欲ある市町村や関係団体を支援します。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による出荷制限の解除に向けて、ジビエ利用可能地域を拡大するため、関係各課が連携し、解除申請を希望する市町村の取組を支援します。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和7年	令和12年
農村環境保全等の協働活動に参加した人数 (単位：人)	58,102	68,500	78,500
日本型直接支払制度取組面積 (単位：ha)	75,208	73,900	72,700
野生鳥獣による農作物被害額 (単位：千円)	156,484	141,900	116,800

出典：宮城県農政部調べ

【関連事業】

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 中山間地域等直接支払交付金
- ・ みやぎの地域資源保全活用支援事業
- ・ 地域資源・キャリア人材フル活用事業 (県単(R3新規))
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金

【取組の具体例①】

●中山間地域等直接支払事業 (丸森町^{ひっぽなかく}筆南中区集落協定)

協定面積：44ha (田 35ha 畑 6ha 草地 3ha) 交付金額：804 万円 (個人配分 70% 共同取組活動 30%)
協定参加者：農業者 68 人 協定開始：平成 12 年度

<取組のポイント>

外部からの援農ボランティアとの交流で集落活性化を実施。女性の力を活用して伝統食の特産化を推進。

取組の概要

- 当地区は、宮城県最南端の丸森町南部の福島県境に位置し、水稻を中心に野菜も栽培。
- 高齢化や人口減少に伴う担い手不足から耕作放棄の拡大が懸念され、本制度への取組を開始。景観作物(ひまわり)の作付けや鳥獣被害対策としての電気柵設置等の取組により農地等を維持管理。
- 第4期対策からは、周辺集落との話し合いを実施することにより、高齢化を懸念し取組を断念していた集落を取込む形で協定農用地を拡大。
[21.2 ha (H26) → 44.0 ha (H30)]
- 一方、町では、地域の活性化の拠点として、「まちづくりセンター(旧公民館)」を設置し、自治組織が管理運営。生涯学習やイベントの企画運営など特色ある地域づくり活動を展開。県内外からの援農ボランティアによる集落協定の体制強化などの取組も支援。



【協定農用地】



【特産品のへそ大根(凍み大根)】

取組の特色

- 本地域のまちづくりセンターでは加工体験や田舎暮らし体験などのイベント開催、SNSを活用したファンクラブの設立、特産品である「へそ大根」のブランド化と町内外の直売所やインターネット販売などにより集落協定の取組を支援。
- 平成25年度より、まちづくりセンターと連携して県内外から援農ボランティアを募集し、耕作放棄の防止と特産品づくりに向け、景観作物のヒマワリや大根の播種・収穫作業などの農業体験を通じた交流活動を実施。援農ボランティアへの参加者数も増加。[24人 (H25) → 61人 (H30)]
- 平成27年度から多面的機能支払交付金にも取組んだことで、本交付金を6次産業化などの取組に活用できるようになり、風土を活かした伝統食「へそ大根」として、まちづくりセンターの支援のもと集落の女性を中心に特産化に取り組み、所得向上の取組を開始。



【援農ボランティア活動(大根播種)】



【援農ボランティア(大根の収穫作業)】

【取組の具体例②】

●土地改良区受益区域を対象とした組織の広域化（豊里地区環境保全会広域協定[登米市]）

取組面積：1,202ha（田 1,169ha 畑 33ha） 資源量：水路 274.5km，農道 162.6km，ため池 1 箇所
主な構成員：農業者，非農業者，自治会 活動期間：H29～R3（5年）
交付金：約 55 百万円（H30） 農地維持支払，資源向上支払(共同)

取組の特色

- 豊里地区環境保全会広域協定が保全管理する地域は，平成7年度にはほ場整備事業が完了し，造成された土地改良施設は土地改良区が中心となり，各集落で保全管理されてきました。しかし，農業者の減少や高齢化により，適正な維持管理が困難な状況となっていました。
- このような背景から，地域資源の適切な保全管理を行うため，平成19年度から農地・水・環境保全対策に地域内12集落で取組を開始しました。この結果，これまでの個人管理から地域での共同活動による取組が浸透し，地域住民参加型の保全管理が可能になりました。
- 取組は拡大・浸透していきましたが，平成26年度に多面的機能支払に制度改正が行われ，年々事務が複雑化していくなかで，会計担当者の高齢化や後継者不足など，将来的な取組継続に不安が生じ始めました。
- 各組織が抱える課題を解決し，継続的な取組を実施するためには，会計等の事務に精通し，地域の実情を把握している土地改良区が事務局となり，地域内の一体的な管理体制を構築する必要があると判断し，その必要性を各活動組織が認識して，広域化に向けて設立準備委員会を立ち上げ，度重なる委員会を開催して広域活動組織の設立を実現しました。
- 広域協定の事務局を土地改良区が担うことで，保全活動に専念できる体制を構築しました。農地維持活動のみを実施していましたが，資源向上支払交付金（施設の長寿命化）の活動にも取り組み，地域内の土地改良施設の補修及び更新にも取り組んでいます。



【資源向上活動の取組状況】



【広域協定の運営委員会状況】

【取組の具体例③】

●みやぎの田園環境教育支援事業

<事業の目的>

- ・地域や学校教育と連携し，田植え・稲刈り体験や田んぼの学校などの体験学習を通して，子供たちをはじめ学校関係者，地域住民などより多くの県民に対し，農業・農村の有する多面的機能の理解を促進する。
- ・施設見学や水土里の路ウォークなどにより，農業水利施設や緑豊かな農村環境に触れることで，農業・農村のもつ魅力を再認識してもらい，農村環境保全に対する意識を醸成する。

<取り組み状況>



生き物調査(石巻市)



稲刈り体験(石巻市)



施設見学会(大河原町)



水土里の路ウォーク(角田市)

施策7 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化

混住化が進む農村では、近年頻発する豪雨や地震により、農地・農業用施設への被害のみならず家屋・公共施設等の浸水被害などの災害リスクが高まっています。

安定した農業経営や安全安心な暮らしを実現するため、ため池や排水機場などの計画的な整備・改修、ストックマネジメントの取組を推進するほか、農業・農村が従来から有する洪水緩和機能に加え、農地・農業水利施設を活用した流域全体での防災・減災の推進(「流域治水」の取組)を図ることで、自然災害に対する農村の防災力向上を目指します。

また、快適で魅力ある農村づくりを進めるため、農業集落排水施設の機能強化や防火用水の整備を進めます。



整備された農業用ため池(大崎市鹿島台:貝抜ため池)



① 農村の防災機能の充実【重点推進プロジェクト(※第5章参照)】

- ・農業用ため池の決壊による下流域の家屋や公共施設等への被害を防止するため、防災重点農業用ため池^{※19}に係る保安全管理体制の整備を支援するとともに、下流域への被害影響度が高いため池から順次、地震・豪雨に対する安全評価を行い、必要な対策を実施します。
- ・近年の激甚化、頻発化する豪雨災害に備え、湛水防除排水機場^{※20}について、最新の雨量データ適用等による施設規模の検討を行うなど、必要な整備・改修に取り組みます。

② 田んぼダム等農村地域の有する洪水調節機能の効果的な発揮【重点推進プロジェクト(※第5章参照)】

- ・基盤整備地区において、雨水の水田貯留により洪水緩和機能を発揮する田んぼダムの取組を地域へ提案するとともに、地域関係者が取り組む上で参考となる「田んぼダム推進マニュアル」を策定し、その取組手順や適地マップを示すなど、地域での合意形成を進め、田んぼダム対応型施設を整備します。
- ・流域全体で洪水リスクに備える「流域治水」の一環として、農業用利水ダムや農業用ため池について、非かんがい期等の空き容量を活用した洪水の一時貯留機能を確実に発揮するための適切な保安全管理について、市町村・管理者等と合意形成を図りながら連携して取り組みます。

③ 農業水利施設等のストックマネジメントの推進(排水機能の維持・保全)

- ・農業水利施設の機能を安定的に継続して発揮させるため、基幹的な排水機場等の施設を計画的かつ効率的に補修、更新し長寿命化を図ることでライフサイクルコストの低減を目指します。
- ・農業用水利用の安定と合理化を図るため、国営土地改良事業により、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の基幹的な水利施設について、機能保全計画に基づく適時適切な整備・更新が推進されるよう調整します。

※19 防災重点農業用ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害等を与えるおそれがある農業用ため池。

※20 湛水防除排水機場：流域の開発等により湛水被害が頻発している地域において、農地の被害及び宅地等の浸水を防止するための排水機場。

④ 農村地域の生活環境の維持

- ・ 農業集落排水施設は、供用開始から 20 年を超える施設が増加していることから、生活排水の処理に支障を来さないように維持管理する必要があります。このため、機器補修・更新を計画的に実施し、施設の長寿命化を支援します。また、農村地域における防火用水や集落排水路等の生活環境整備を計画的に実施し、生活環境の維持を図ります。

【推進指標】

項目	令和元年 (基準年)	令和 7 年	令和 12 年
地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数 (単位：箇所)	－	9	35
整備改修に取り組む湛水防除排水機場数 (単位：箇所)	－	5	22
田んぼダムを導入した面積 (単位：h a)	26	330	630
機能保全対策に取り組む基幹的な用排水機場数 (単位：箇所)	－	10	34
機能更新を行った農業集落排水施設数 (単位：箇所)	3	19	36

出典：宮城県農政部調べ

【関連事業】

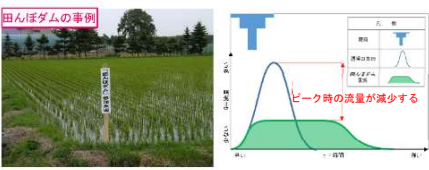
- ・ ため池等整備事業
- ・ 水利施設等整備事業
- ・ 水利施設等保全高度化事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 用排水施設整備事業
- ・ 農地保全整備事業
- ・ 農業用河川工作物等応急対策事業
- ・ 農村防災施設整備事業
- ・ 海岸保全施設整備事業
- ・ 地域防災機能増進事業
- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業
- ・ 土地改良施設機能診断事業
- ・ 農業集落排水事業
- ・ 農村総合整備事業
- ・ 農業競争力強化農地整備事業

● 農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進する。

水田の活用（田んぼダム）

○ 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。



田んぼダムの事例

ピーク時の流量が減少する

【施設の整備等】


- 水田整備、田んぼダムの取組促進

農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際に事前放流等によりあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留




台風前	貯水率 19%
15時間後	貯水率 95%

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設の活用

○ 農地排水のための排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。



排水機場

幹線水路(クレーク)

排水路(クレーク)

排水樋門

排水機場

都市・市街地


【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。

○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



ため池

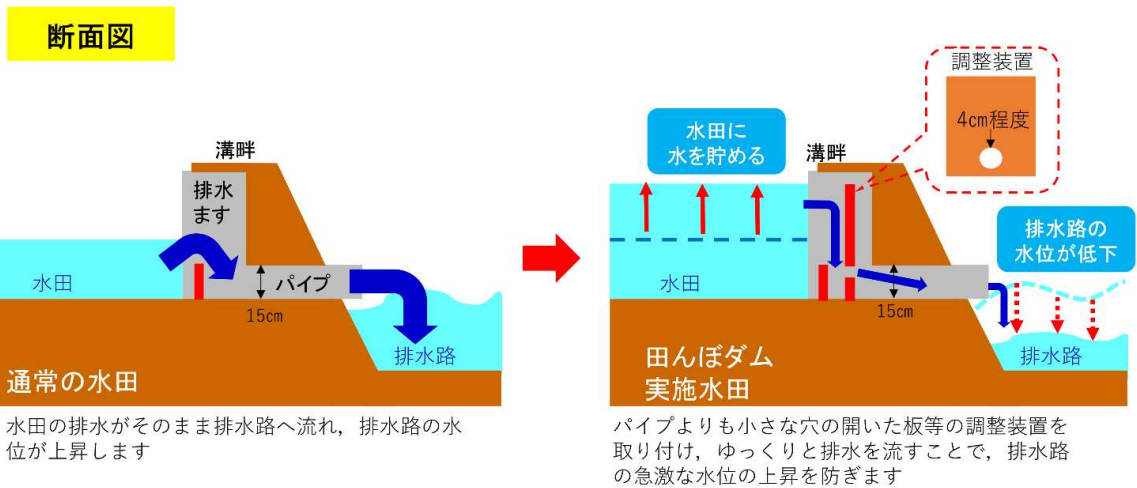
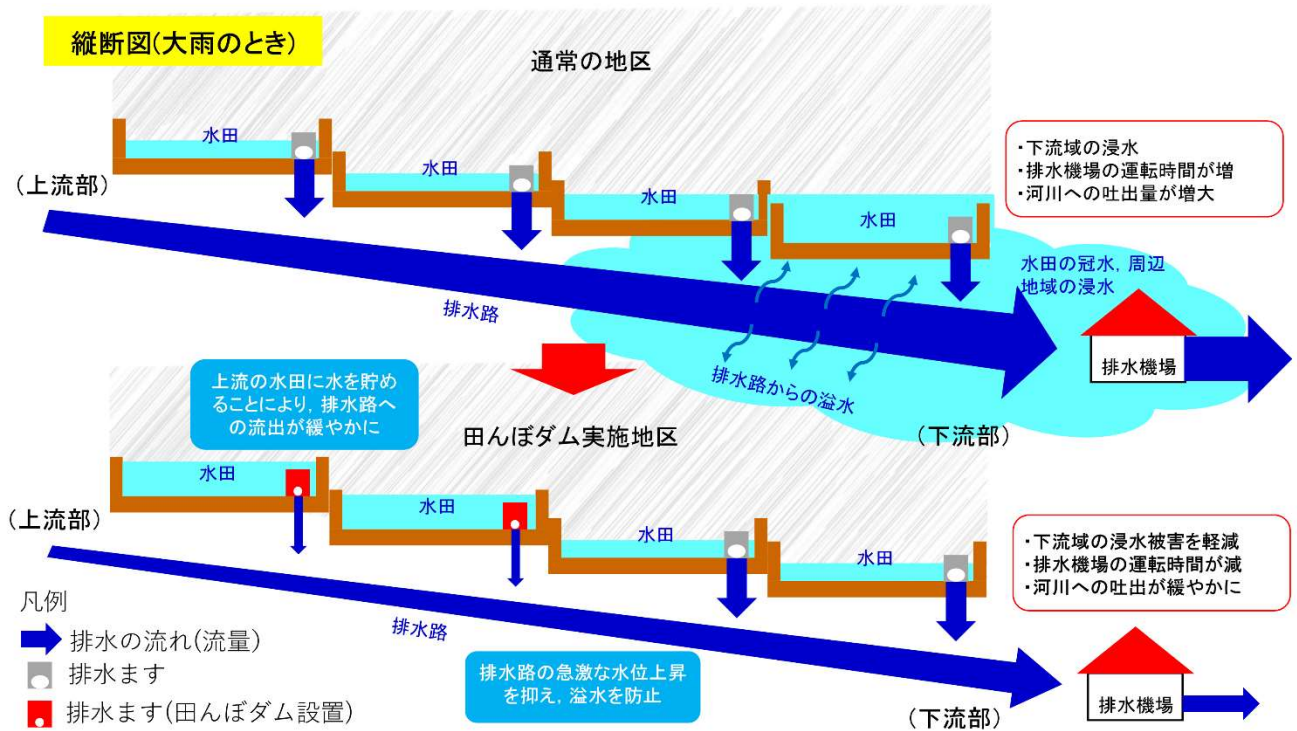
スリット設置の例

【施設の整備等】

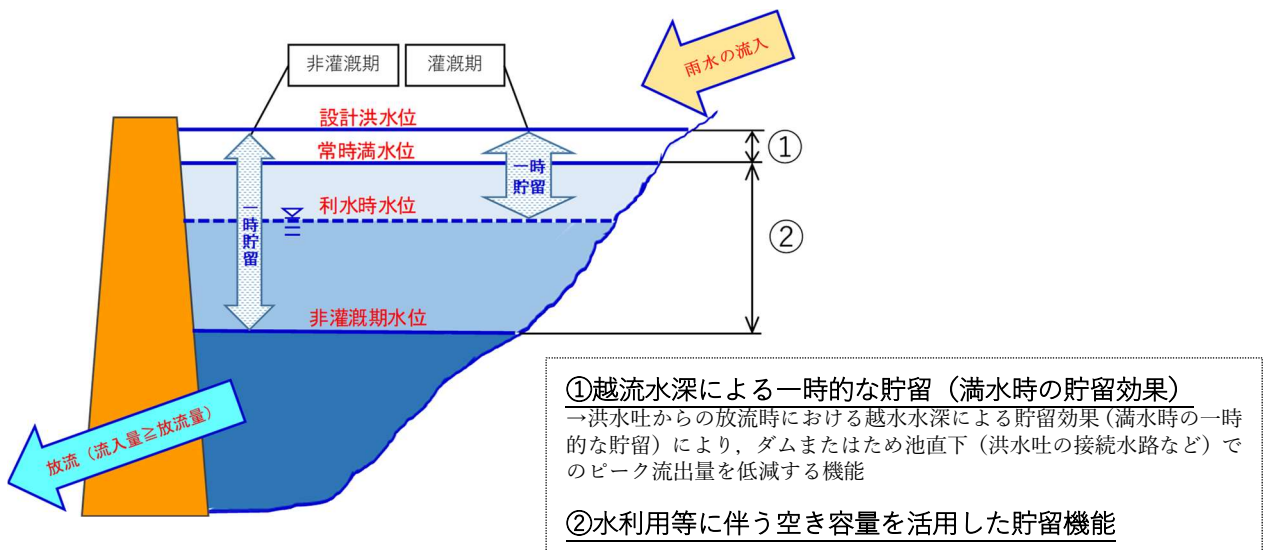
- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

(出典：農林水産省資料)

●田んぼダムのイメージ



●農業用ダム及びため池における洪水調節機能概念図



第3節 推進指標一覧

「第3期みやぎ農業農村整備基本計画」における18の推進指標については、以下のとおりです。

施策体系				推進指標					
ビジョン	基本項目	施策	No.	指標名	基準年 (R1)	中間年 (R7)	目標年 (R12)		
次代に向けて 田水郷をつなぐ みやぎの農業・農村	基本項目1 人口減少下で持続的に発展する農業の振興 (儲ける農業)	施策1 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化	①アグリテックの推進に向けた基盤整備	1	スマート農業技術を導入する農地整備新規地区数	地区	-	9	18
			②時代のニーズに対応した農業技術の確立と現地普及						
		施策2 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化	①農業の成長産業化に向けた農業基盤整備	2	大区画水田整備面積	ha	35,397	37,500	39,300
			②中山間地域における農業生産の効率化と優良農地の確保	3	汎用化水田の面積	ha	78,787	81,100	83,100
			③担い手への農地集積・集約化の推進	4	野菜等の高収益作物を導入する新規地区数	地区	4	30	60
			④農業水利施設等のストックマネジメントの推進(農業用水の安定供給)	5	担い手への農地集積率	%	58.9	90.0	90.0
	施策3 先進的大規模拠点を核とした圏域産地の確立	①大規模露地園芸の振興	-	[再掲] 野菜等の高収益作物を導入する新規地区数		※指標No.4 と同じ	※指標No.4 と同じ	※指標No.4 と同じ	
		②農地整備事業を契機とした施設園芸用地の創出	6	水田活用の園芸作物の作付面積	ha	3,536	4,247	5,177	
	基本項目2 多様な主体が活躍できる農村の構築 (活力ある農村)	施策4 関係人口と共に創る活力ある農村	①農村を支える人材育成と体制整備	7	農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数	団体	-	55	80
			②交流拡大による関係人口の創出	8	都市と農村の交流活動事業に参加した人数(関係人口)	人	284	320	400
		③農村におけるデジタルトランスフォーメーションの推進							
		施策5 地域資源を活用した多様ななりわいの創出	①地域資源の掘り起こしと磨き上げ	9	農業生産関連事業の年間総販売額	億円	272 (H30)	340	400
			②地域運営組織による地域資源を活用したなりわいの創出	10	地域の課題解決等に取り組む活動組織の形成数	組織数	97	125	150
			③「地消地産」による地域経済循環の構築						
		施策6 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり	①農村の地域資源保全活動推進による多面的機能の維持・発揮	11	農村環境保全等の協働活動に参加した人数	人	58,102	68,500	78,500
	②土地改良区の体制強化		12	日本型直接支払制度取組面積	ha	75,208	73,900	72,700	
	③野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利用の拡大		13	野生鳥獣による農作物被害額	千円	156,484	141,900	116,800	
	基本項目3 自然災害に対応した農村地域の防災・減災対策の強化 (強靱な農業・農村)	①農村の防災機能の充実	14	地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数	箇所	-	9	35	
15			整備改修に取り組む湛水防除排水機場数	箇所	-	5	22		
施策7 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化		②田んぼダム等農村地域の有する洪水調節機能の効果的な発揮	16	田んぼダムを導入した面積	ha	26	330	630	
		③農業水利施設等のストックマネジメントの推進(排水機能の維持・保全)	17	機能保全対策に取り組む基幹的な用排水機場数	箇所	-	10	34	
		④農村地域の生活環境の維持	18	機能更新を行った農業集落排水施設数	箇所	3	19	36	